

お問い合わせ先

島田市役所

〒427-8501 島田市中心1番の1

長寿介護課 市役所 1階 12番窓口

TEL.0547-34-3298

E-mail:kaigo@city.shimada.lg.jp

保険給付係(介護保険料・給付に関する事)

TEL.0547-34-3287

認定指導係(介護認定に関する事)

TEL.0547-34-3294 FAX.0547-37-8200

包括ケア推進課 市役所 1階 11番窓口

地域支援係(地域支援事業に関する事)

TEL.0547-34-3288 FAX.0547-37-8200

E-mail:hokatsu@city.shimada.lg.jp

※FAX番号0547-37-8200は市代表のFAXです。
宛先が分かるよう課名(担当者名)をご記入ください。

金谷支所(金谷地区生活交流拠点施設かなうえる)

〒428-0012 島田市金谷代官町3400番地

金谷地域総合課

TEL.0547-46-3566 FAX.0547-46-3177

川根支所

〒428-0104 島田市川根町家山4153番地の6

川根地域総合課

TEL.0547-53-4580 FAX.0547-53-3116

島田市
緑茶化
計画

介護保険は「予防」と「安心」で暮らしを支える制度です

みんなのあんしん 介護保険

利用ガイド

2024年度



島田市

介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

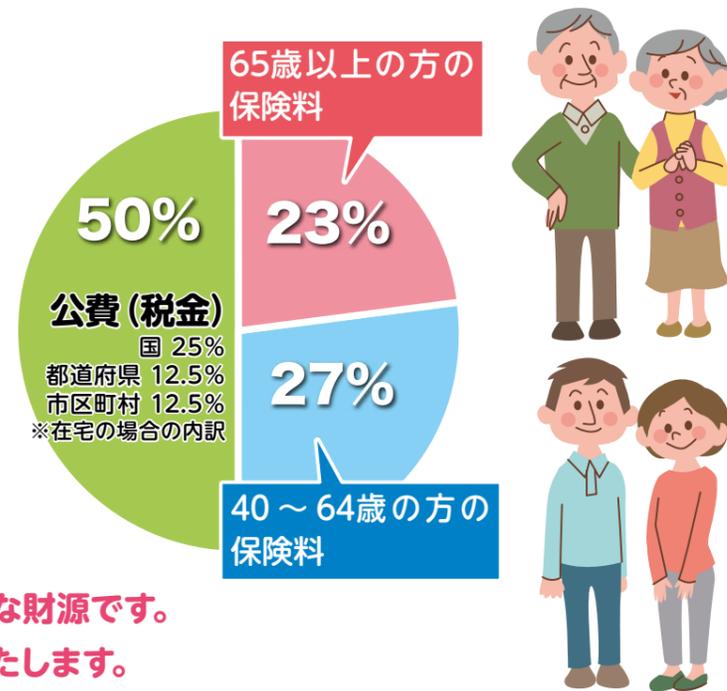
40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担することでさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

本書は、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、ぜひ本書をご活用ください。

介護保険の財源は、保険料と公費で半分ずつ負担しています。

このうち、40～64歳の方(第2号被保険者)が納める保険料が費用全体の27%、65歳以上の方(第1号被保険者)の保険料が23%をそれぞれ負担し、社会全体で制度を支えるしくみになっています。



一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源です。
みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

保険料額は、3年ごとに見直されます。

介護保険料は、介護サービス費用の見込み額、65歳以上の方の人数などに応じて3年ごとに見直されます。この見直しによって、令和6年度から3年間の保険料基準額が決まりました。保険料については、なるべく無理なくご負担いただけるよう、また、一人ひとりのご負担が少しでも小さくなるように、島田市では、下記のような対策を講じています。

- 島田市では保険料の負担をより所得に応じたものにするため、保険料の所得段階区分を13段階に設定しています。
- 市が保有する保険給付等支払準備基金の一部を取り崩し、保険料の上昇を抑えるよう活用しています。

もくじ	しくみと加入者	3
	保険料の決め方・納め方	5
	65歳以上の方の保険料	5
	保険料の滞納について	7
	介護保険Q&A	8
	サービス利用までのながれ	9
	相談から認定まで	9
	サービスを利用する	11
	費用の支払い	13
	介護サービスの種類と費用	15
	介護保険サービスの種類	15
	①自宅を中心に利用するサービス	16
	②介護保険施設で受けるサービス	25
	地域支援事業	27
	島田市の総合事業	27
	一般介護予防事業	28
	しまトレ	29
	居場所	30
	介護予防・生活支援サービス	31
	島田市のサービス	34
	在宅高齢者と家族等のためのサービス	35
	介護保険一口メモ	37
	高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)	38
	島田市の事業所一覧と介護サービスマップ	39

マイナンバー制度について

各種申請や届け出には、原則として、マイナンバー(個人番号)の記入が必要です。窓口では被保険者本人の個人番号の確認と申請者(本人・家族)の身元確認を行います。

◆個人番号の確認には次のいずれかが必要

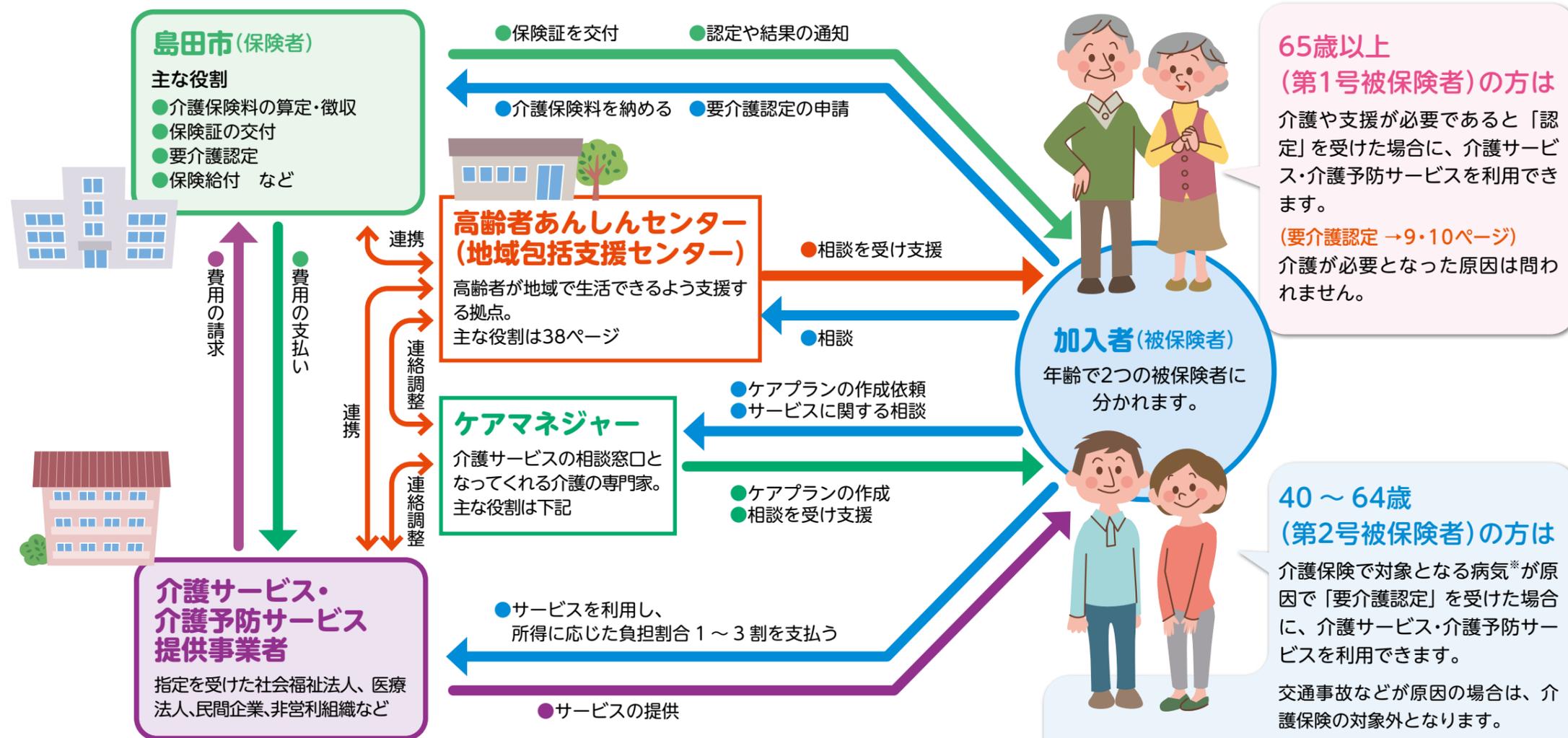
- ・個人番号カード
- ・個人番号が記載された住民票 等

◆身元確認には次のいずれかが必要

- ・個人番号カード
 - ・運転免許証
 - ・パスポート 等の写真つきの身分証明書
- 写真がない身分証明書の場合は2種類が必要です。

住み慣れた地域でいつまでも元気に

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときに、費用の一部を負担すること
で、介護保険サービスを利用できる制度です。市区町村が運営しています。



**65歳以上
(第1号被保険者)の方は**
介護や支援が必要であると「認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
(要介護認定 → 9・10ページ)
介護が必要となった原因は問われません。

**40～64歳
(第2号被保険者)の方は**
介護保険で対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた場合に、介護サービス・介護予防サービスを利用できます。
交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

介護保険の保険証

介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険の保険証が必要になります。大切に保管しましょう。

65歳以上の方は
65歳になる月の前の月に交付されます。

40～64歳の方は
認定を受けた方に交付されます。

【保険証が必要なとき】
・要介護認定を申請するとき
・ケアプランを作成するとき
・介護サービスを利用するとき など



負担割合証

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が2割または3割になります*。要介護認定等を受けた方に負担割合を示す「負担割合証」を交付します。保険証とともに介護サービスを利用するとき必要です。

有効期限: 8月1日(認定有効開始年月日)～翌年7月31日

※負担割合に関して、詳しくは13ページ。



「ケアマネジャー」とはどんな人？

ケアマネジャーは、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれるサービスの窓口役です。

【ケアマネジャーの役割】

- ケアプランの作成
- 介護サービス事業者との連絡調整
- サービスの再評価とサービス計画の練り直し
- 要介護認定の申請代行

ケアマネジャーは正式には介護支援専門員といい「居宅介護支援事業所」等に所属しています。



※介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、下記の16種類が指定されています。

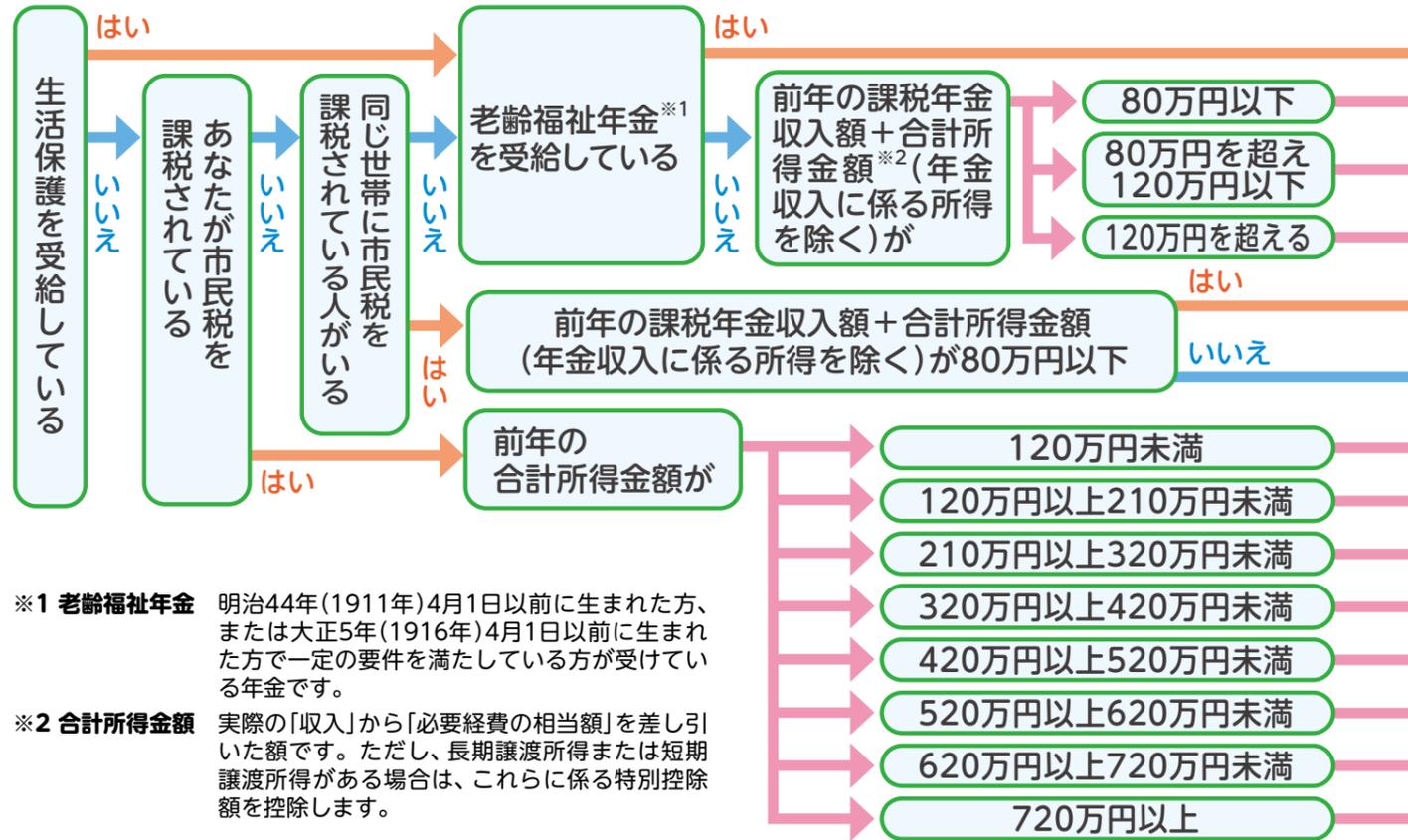
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん

しくみと加入者
保険料の決め方・納め方
サービスの利用までのながれ
費用の支払い
介護サービスの種類と費用
地域支援事業
島田市のサービス
介護保険
あんしんセンター
島田市の事業所一覧と介護サービスマップ

保険料の決め方・納め方

65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、島田市の介護保険サービスに必要な費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに、所得等に応じて決まります。



※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
 ※2 合計所得金額 実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。ただし、長期譲渡所得または短期譲渡所得がある場合は、これらに係る特別控除額を控除します。

基準額の決め方

$$\frac{\text{市に必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%}}{\text{市に住む65歳以上の方の人数}} = \text{島田市の保険料の基準額【令和6～8年度の基準額：年額60,000円】}$$

所得に応じた負担になるように、13段階に分かれます。

令和6年4月1日現在

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金 ^{※1} 受給者で、世帯全員が市民税非課税の方	基準額 × 0.285	17,100円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} (年金収入に係る所得を除く)の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 × 0.435	26,100円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額 ^{※2} (年金収入に係る所得を除く)の合計が120万円超の方	基準額 × 0.685	41,100円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90	54,000円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)の合計が80万円超の方	基準額 × 1.00	60,000円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額 × 1.10 66,000円
第7段階		120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.30 78,000円
第8段階		210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.50 90,000円
第9段階		320万円以上420万円未満の方	基準額 × 1.70 102,000円
第10段階		420万円以上520万円未満の方	基準額 × 1.75 105,000円
第11段階		520万円以上620万円未満の方	基準額 × 1.80 108,000円
第12段階		620万円以上720万円未満の方	基準額 × 1.90 114,000円
第13段階		720万円以上の方	基準額 × 2.10 126,000円

※第1段階から第3段階までは、公費により保険料率が軽減されています。

65歳以上の方の保険料の納め方

納め方は受給している年金[※]の額によって特別徴収と普通徴収の2通りに分かります。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

特別徴収

年金が年額**18万円以上**の方

→年金から「天引き」になります

- 保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、市民税の確定後に決まります。そのため、4月、6月、8月は、暫定的な額での徴収(仮徴収)となります。



- 特別徴収の対象者として把握されると、半年から1年後に保険料が天引きになります。

年金から天引きになる方には、市から事前に「特別徴収通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

普通徴収

年金が年額**18万円未満**の方

→「納付書」や「口座振替」で各自納めます

- 市から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替が便利です。**

手続き

- 1 通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
- 2 取り扱い金融機関で「島田市税等口座振替依頼書・廃止届出書」に必要事項を記入し、申し込みます。
- 3 口座振替の開始時期は、お申し込み日の翌月末の納期からです。

⚠ 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

- 年度途中で保険料が増額になった。

→ 増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった。
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった。
- 年度途中で他の市区町村から転入した。
- 保険料が減額になった。
- 年金が一時差し止めになった。 など

→ 原則、特別徴収の対象者として把握される月の半年から1年後に天引きになります。それまでは、納付書で納めます。

しくみと加入者
 決め方・納め方
 保険料の
 サービス利用
 までのながれ
 費用の支払い
 介護サービスの
 種類と費用
 地域支援事業
 島田市の
 サービス
 介護保険
 一口メモ
 高齢者
 あんしんセンター
 島田市の事業所一覧と
 介護サービスマップ

保険料を滞納すると？



災害などの特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、自己負担が3割または4割になる措置がとられます。保険料は納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん**全額を自己負担**します。申請により後から保険給付費（本来の自己負担を除く費用）が支払われます。



1年6か月以上滞納すると

引き続き、利用したサービス費用はいったん**全額自己負担**となり、申請しても保険給付費の**一部または全額が一時的に差し止め**られます。滞納が続く場合は、**差し止められた額から介護保険料が差し引かれる**場合があります。



2年以上滞納すると

上記に加えて、滞納期間に応じて、利用したサービス費用の自己負担割合が**3割または4割に引き上げ**られたり、**高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費などが受けられなくな**ったりします。

困ったときは、介護保険の窓口へ...

災害などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合があります。
困ったときは、お早めに長寿介護課保険給付係(TEL.0547-34-3287)にご相談ください。

40～64歳の方の保険料

40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料は、加入している医療保険の算定方式を基本として決まります。

	決まり方	納め方
国民健康保険に加入している方 	世帯に属している第2号被保険者の人数や、所得などによって決まります。 ※所得の低い方への軽減措置などが市区町村ごとに設けられています	同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険に加入している方 	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療分・後期高齢者支援分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。 ※40～64歳の被扶養者（主婦など）は個別に保険料を納める必要はありません

介護保険Q&A

Q サービスを利用していないのですが納めた保険料は返してもらえますか？

A 65歳以上の方の保険料は、地域の介護サービスをまかなう大切な財源になっています。ですから、医療保険と同様に、保険料をお返しすることはありません。介護保険は、助け合いの精神に基づく社会のしくみです。どうぞご理解ください。



使っていないけど...

Q 保険料はいつから納め始めるのですか？

A 保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。
 例 ● 8月1日が65歳の誕生日の方 → 7月分から納めます
 ● 8月2日が65歳の誕生日の方 → 8月分から納めます

Q 年金から天引き（特別徴収）されているのですが、自分で納付（普通徴収）することはできますか？

A 介護保険料の納め方は、介護保険法によって、年金からの天引き（特別徴収）が優先され、任意での選択はできないことになっています。災害などの特別な事情がない限り、年金からの天引き（特別徴収）を停止することはできません。

Q 夫(63歳)は勤務先の健康保険に加入しているサラリーマン、妻(61歳)は専業主婦
 ① 夫妻の介護保険料はどうなりますか？
 ② 夫が65歳になった場合の介護保険料はどうなりますか？

A ① 夫は第2号被保険者に該当し、健康保険の被保険者であるので、介護保険料は健康保険料と一体的に徴収されています。その額は、標準報酬月額および標準賞与額に介護保険料率を乗じた額となります。妻は、被扶養者であるため個別の負担はありません。
 ② 夫は65歳到達月（65歳誕生日の前日の属する月）から第1号被保険者となるため、所得段階別保険料となり市（保険者）へ特別徴収または普通徴収により納めることになります。妻の介護保険料は健康保険の被保険者であれば個別に負担することはありませんが、健康保険組合の被保険者で、規約等により定められている場合には、妻を扶養している夫に介護保険料負担が生じます。

Q 介護保険料は、確定申告や市県民税の申告で控除額になりますか？

A 納めていただいた介護保険料は、確定申告や市県民税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。市では、1月中旬に前年1年間に納めていただいた介護保険料の額を被保険者の方にハガキでお知らせします。

サービス利用までのながれ 相談から認定まで

1 相談する

島田市長寿介護課、各支所または各高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)で、相談の目的を伝えます。希望するサービスがあれば伝えましょう。

2 心身の状態を調べる

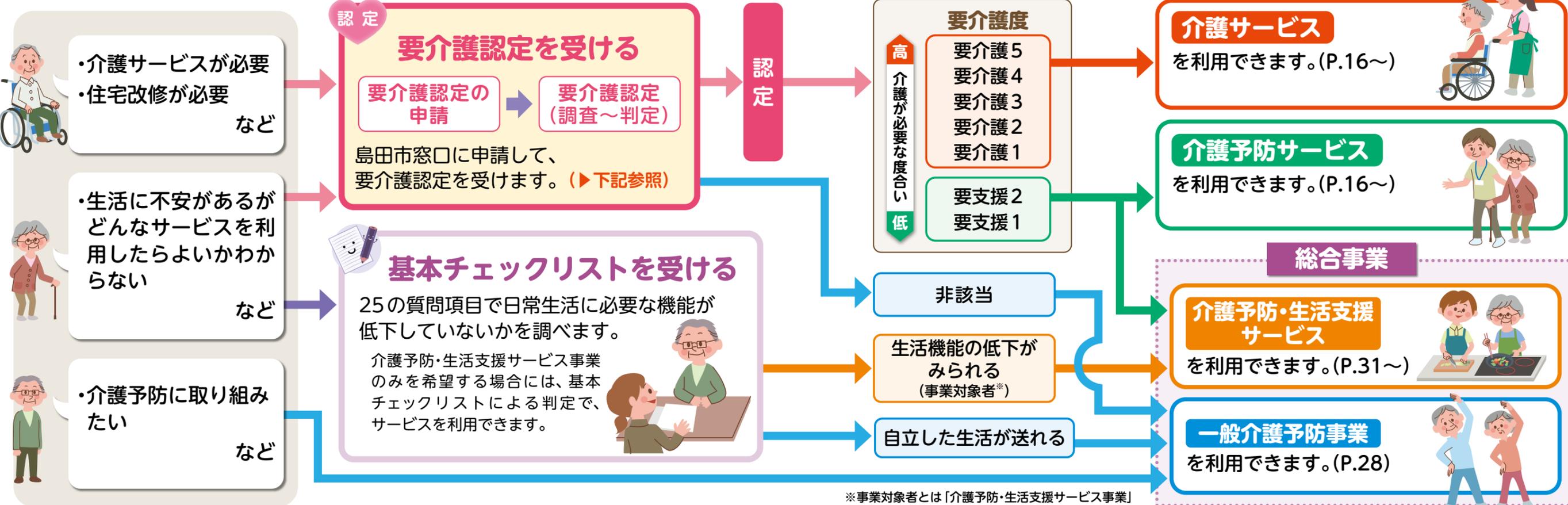
要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

3 心身の状態を知る

要介護認定や基本チェックリストによって心身の状態を判定します。

4 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



*事業対象者とは「介護予防・生活支援サービス事業」の対象者のことです。

認定 要介護認定の流れ

介護(予防)サービスを利用するには、要介護認定を受け「介護や支援が必要である」と認定される必要があります。

① 要介護認定の申請

申請は島田市長寿介護課または各支所で受け付けます。申請は、本人・家族のほか次のところでも代行申請の依頼ができます。

- ・高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)
- ・居宅介護支援事業所
- ・介護保険施設



申請に必要なもの

- ✓ 申請書
 - ✓ 問診票
 - ✓ 介護保険の保険証
 - ✓ 健康保険の保険証
 - ✓ マイナンバー確認書類(2ページ参照)
 - ✓ 申請者の身元確認書類(2ページ参照)
- 申請する窓口またはホームページからダウンロードできます。

② 要介護認定(調査～判定)

申請をすると、認定調査のあとに公平な審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。調査の日は事前に連絡調整します。

- 認定調査
- 主治医の意見書
- 一次判定
- 二次判定(認定審査)

認定調査員が自宅などを訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。

市の依頼により主治医が意見書を作成します。申請前に主治医に意見書を書いてもらえるかご確認ください。

認定調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータに入力し、一次判定を行います。

一次判定や主治医の意見書などをもとに、専門家が全国一律の基準により審査します。



しくみと加入者
決め方・納め方
サービス利用
費用の支払い
介護サービスの種類と費用
島田市のサービス
介護保険
一口メモ
高齢者あんしんセンター
島田市の事業所一覧と介護サービスマップ

サービスを利用する

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護支援事業所に、要支援1・2と認定された方または介護予防・生活支援サービス事業対象者は高齢者あんしんセン

施設への入所を希望する方は施設に連絡します。ター(地域包括支援センター)などに連絡します。



要介護1～5の方

自宅で暮らしながらサービスを利用したい

自宅を中心に利用するサービス (P.16～)



① 居宅介護支援事業所に連絡します

- 市などが発行する事業所一覧のなかから**居宅介護支援事業所**(ケアマネジャーを配置しているサービス事業所)を選び、連絡します。
- 担当の**ケアマネジャー**が決まります。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 担当のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。



③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}します。
- ケアプランにそって**介護サービス**を利用します。



介護保険施設へ入所したい

介護保険施設で受けるサービス (P.25)



① 介護保険施設に連絡します

- 入所前に見学したりサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 入所した施設のケアマネジャーとケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- ケアプランにそって**介護保険の施設サービス**を利用します。



要支援1・2の方

① 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などに連絡します

- 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などに連絡、相談をします。
- 介護予防サービスの種類 (P.16～)
介護予防・生活支援サービスについて (P.31～)
指定を受けた居宅介護支援事業所へ、介護予防ケアプランの作成を依頼できるようになりました(令和6年4月から)



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)の職員などと相談しながらケアプランを作成します。



③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}または申し込みます。
- ケアプランにそって**介護予防サービス**および**介護予防・生活支援サービス**を利用します。

事業対象者

① 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などに連絡します

- 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などに連絡、相談をします。
- 介護予防・生活支援サービスについて (P.31～)



② ケアプラン^{※1}を作成します

- 高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)の職員などと相談しながらケアプランを作成します。

③ サービスを利用します

- サービス事業者と契約^{※2}または申し込みます。
- ケアプランにそって**介護予防・生活支援サービス**を利用します。

※1 どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書。ケアプラン作成料の利用者負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。

しくみと加入者

決め方・納め方

サービス利用までのながれ

費用の支払い

介護サービスの種類と費用

地域支援事業

島田市のサービス

介護保険一〇メモ

あんしんセンター 高齢者

島田市の事業所一覧と介護サービスマップ

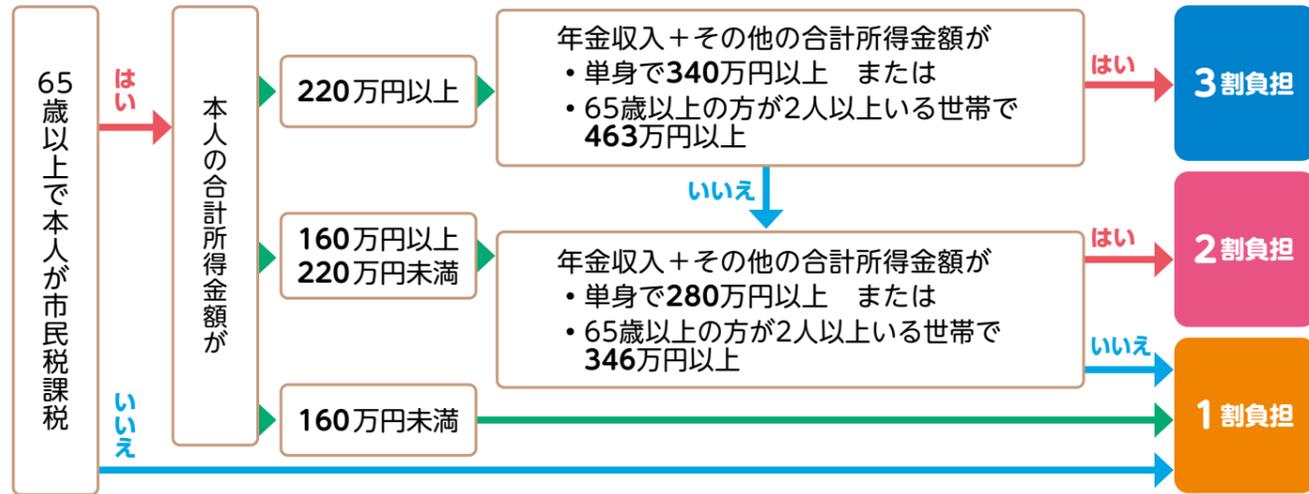
自己負担割合と負担の軽減

● 介護保険サービスは1～3割の自己負担で利用できます

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、居宅サービスの場合、要介護度ごとに1か月の利用上限(支給限度額)が設けられています(下表)。限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■ 介護保険サービスの自己負担割合と判定基準

介護保険サービスの自己負担割合は、所得の状況などによって、1割、2割、3割のいずれかになります。



※40～64歳の方は、所得にかかわらず1割負担です。

■ 介護保険サービスの支給限度額(1か月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
事業対象者	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円



■ 支給限度額に含まれないサービス

- 特定福祉用具購入
- 居宅介護住宅改修
- 居宅療養管理指導
- 特定施設入居者生活介護(外部サービス利用型、短期利用を除く)
- 地域密着型特定施設入居者生活介護(短期利用を除く)
- 認知症対応型共同生活介護(短期利用を除く)
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護保険施設に入所して利用するサービス

※介護予防サービスについても同様です。

● 自己負担が高額になったとき

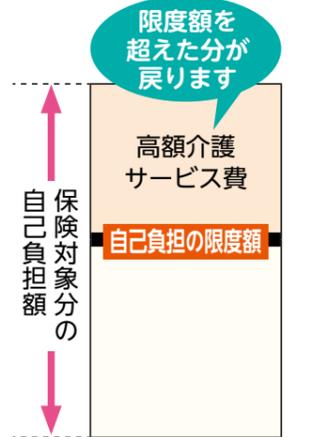
同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1～3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付され、負担が軽くなります。

- 対象者には「高額介護サービス費支給申請書」が送付されますので、申請書を長寿介護課へ提出してください。
- 介護予防・生活支援サービスを利用している対象者には、「高額総合事業サービス費支給申請書」が送付されますので、申請書を包括ケア推進課へ提出してください。
- 同じ世帯にサービス利用者が複数いる場合は、全員の利用者負担を合計します。
- 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など、介護保険の対象外の費用は含まれません。

自己負担の限度額(月額)

区分	限度額
課税所得690万円(年収約1,160万円)以上の65歳以上の方がいる世帯	140,100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)以上～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満の65歳以上の方がいる世帯	93,000円(世帯)
市民税課税世帯で、課税所得380万円(年収約770万円)未満の65歳以上の方がいる世帯	44,400円(世帯)
世帯全員が市民税非課税	24,600円(世帯)
・老齢福祉年金の受給者 ・前年の課税年金収入額+合計所得金額(年金収入に係る所得を除く)が80万円以下の方	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護受給者等	15,000円(個人)

※介護サービスの利用者が40～64歳の場合は、その方の課税所得額も判定に含まれます。



● 介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 対象者には申請書が送付されますので、国保年金課へ提出してください。
- 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
- 計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12か月間。

医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額)

70歳未満の方

区分	限度額
※1 基準総所得額 901万円超	212万円
600万円超～901万円以下	141万円
210万円超～600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
市民税非課税世帯	34万円

※1 基準総所得額=前年の総所得金額等-基礎控除。
※2 後期高齢者医療制度の対象者も含まれます。

70歳以上の方^{※2}

区分	限度額
課税所得 690万円以上	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(市民税課税世帯の方)	56万円
低所得者(市民税非課税世帯の方)	31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方(年金収入のみの場合80万円以下の方)	19万円

● 交通事故にあったとき

交通事故により要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は必ず長寿介護課へ届出をしてください。

事業所を選ぶために…

介護保険は「利用者本位」が原則。利用者の意思が最も尊重されますので、自分なりに情報を集めることも大切です。全てのサービス提供事業者・施設には、決められた項目にそった情報を公開することが義務づけられています。厚生労働省「介護サービス情報公表システム (<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>)」から閲覧できますので、インターネットが使える方は、参考にしてください。また、デイサービスセンターなどの施設を比較・検討するなら、実際に見学や体験利用をしてみることをお勧めします。職員の対応や食事の内容などをよくチェックしてみましょう。

しくみと加入者
保険料の
決め方・納め方
サービスの利用
までのながれ
費用の支払い
介護サービスの
種類と費用
地域支援事業
島田市の
サービス
介護保険
一口メモ
高年齢者
あんしんセンター
島田市の事業所一覧と
介護サービスマップ

介護保険サービスの種類

介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、地域の方が利用できる「地域密着型サービス」、施設に入所する「施設サービス」があります。

介護保険サービスの種類

- 自宅を訪問してもらう** P.17～18
- 生活する環境を整える** P.21～22
- 施設に通って利用する** P.18～19
- 短期間施設に泊まる** P.20
- 通いを中心とした複合的なサービス** P.23
- 介護保険施設に移り住む** P.25
- 自宅から移り住んで利用する** P.23～24

マーク、自己負担のめやす等について

要介護 1～5 要介護 1～5 の方が介護保険を使って利用できるサービス
要支援 1・2 要支援 1・2 の方が介護保険を使って利用できるサービス
 ※要介護 3～5 の方向けのサービスや要支援 2 の方向けのサービスなどは数字の違いで表現しています。

P.00 高齢者あんしんセンター、島田市事業所一覧のページ番号を掲載しています。

地域密着型サービス 原則として事業所のある市町村の住民だけが利用できる介護保険サービス。サービスの種類などは市町村によって異なります。

- 自己負担は 1 割、2 割、3 割のいずれかです。本冊子は、**自己負担 1 割の費用をめやすとして**掲載しています。(負担割合については、13 ページ参照)
 - 実際にかかる費用は、利用する事業所の所在地や体制、サービスの内容等によって異なります。
- ※自己負担のめやすは令和 5 年 3 月時点の情報をもとにしており、今後変更になる場合があります。

① 自宅を中心に利用するサービス

【サービスを利用する前に】
ケアプランを作成する必要があります。



介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護 1～5 **居宅介護支援** P.39

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。

要支援 1・2 **介護予防支援** P.38

高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）の職員などにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)

事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう

利用者みなさんが居宅介護支援事業者や高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）、サービス事業者と契約を交わす必要がある場合は、以下のようなことに注意しましょう。

契約の目的	契約の目的となるサービスが明記されているか。
契約の当事者	利用者と事業者との間の契約となっているか。
指定事業者	県や市から指定された事業者か。
サービスの内容	利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。
契約期間	在宅サービスは要介護認定の有効期限に合わせた契約期間となっているか。 施設サービスは退所にもなう利用者の契約解除ができるか。
利用者負担金	利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。また、介護保険法にもとづいた金額になっているか。
利用者からの解約	利用者からの解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。 利用者は、一定の予告期間をもって解約ができることになっているか。
損害賠償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償義務が明記されているか。
秘密保持	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報が保持されるようになっているか。

契約書には以上の項目以外にも様々な項目があります。よく読み、また不明なところは説明を受けて確認しましょう。



①自宅を中心に利用するサービス

自宅を中心に利用するサービスには、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなどさまざまな種類があります。



日常生活の手助けをしてもらう

P.40

要介護1~5 ほうもんかいご 訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

- 食事、入浴、排せつのお世話 ●衣類やシーツの交換 など
- 住居の掃除 ●洗濯 ●買い物 ●食事の準備、調理 など

自己負担(1割)のめやす

身体介護 中心	20分~30分未満	250円
	30分~1時間未満	396円
生活援助 中心	20分~45分未満	183円
	45分以上	225円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。
※生活援助は、同居世帯員がいる場合は原則として利用できません。

通院等乗降介助	1回(片道)	99円
---------	--------	-----

ご注意ください!以下のサービスは、介護保険の対象となりません。
本人以外のためにすることや、日常生活上の家事の範囲を超えることなどは、サービスの対象外です。
●本人以外の家族のための家事 ●預金の引き出し、預け入れ ●ペットの世話 ●家具の移動や修繕、模様替え ●留守番 ●来客の応対 ●草むしりなど

自宅で入浴する

P.40

要介護1~5 要支援1~2 ほうもんにゆうよくかいご かいご よ ほうほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護(介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす
[1回あたり]

要介護1~5	1,293円
要支援1~2	874円

看護師などに訪問してもらう

P.40

要介護1~5 要支援1~2 ほうもんかんご かいご よ ほうほうもんかんご (介護予防訪問看護)

看護師に訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。

自己負担(1割)のめやす
[30分~1時間未満の場合]

病院・診療所 から	要支援1~2	564円	565円
	要介護1~5	585円	586円
訪問看護 ステーションから	要支援1~2	809円	811円
	要介護1~5	839円	841円

自宅でリハビリをする

P.40

要介護1~5 要支援1~2 ほうもん かいご よ ほうほうもん 訪問リハビリテーション(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門職に訪問してもらい、自宅でリハビリを受けます。
※通院のできる方は原則として利用できません。

自己負担(1割)のめやす

1回	要支援1~2	313円	303円
	要介護1~5	313円	314円

お医者さんなどによる療養上の管理や指導

要介護1~5 要支援1~2 きょたくりょうようかんり しどう かいご よ ほうきょたくりょうようかんり しどう 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。

自己負担(1割)のめやす
[単一建物居住者1人に行う場合]

医師の場合(月2回まで)	514円	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円	566円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円	518円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円	362円



夜間に訪問介護を受ける

要介護1~5 や かんたいおうがたほうもんかいご 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる随時対応の訪問介護などがあります。

地域密着型サービス

自己負担(1割)のめやす
【基本対応の場合】

1か月	1,010円
-----	--------

※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護1~5 てい き じゅんかい ずい じ たいおうがたほうもんかいご かんご 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などをすることで、随時対応も受けられます。



※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護1	5,561円	8,113円
要介護2	9,925円	12,674円
要介護3	16,479円	19,346円
要介護4	20,846円	23,849円
要介護5	25,211円	28,893円



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

P.41

要介護1~5 つうしょかいご 通所介護(デイサービス)

利用定員19人以上のデイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
 - 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設/
7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	668円
要介護2	788円
要介護3	913円
要介護4	1,038円
要介護5	1,164円

※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・個別機能訓練 57円/1日
・栄養改善 203円/1回
・口腔機能向上 153円/1回 など
※食費、日常生活費は別途負担となります。

小規模な施設の通所介護サービス

P.42

要介護1~5 ち いきみつちやくがたつうしょかいご 地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

地域密着型サービス

自己負担(1割)のめやす
【7~8時間未満の利用の場合】

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



施設に通ってリハビリをする

P.41

施設に通って利用する

要介護 1~5 つうしょ
通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

自己負担(1割)のめやす【通常規模の施設 / 7~8時間未満の利用の場合】

令和6年5月まで 令和6年6月から

要介護 1	770円	775円
要介護 2	913円	919円
要介護 3	1,057円	1,064円
要介護 4	1,227円	1,236円
要介護 5	1,393円	1,403円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 204円/1回
・口腔機能向上 153円/1回 など

要支援 1・2 かいご よぼうつうしょ
介護予防通所 リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所で、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などが受けられます。

基本のサービスに加えて

- 食事に関する指導など(栄養改善)
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)
- などのメニューを選択して利用できます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

令和6年5月まで 令和6年6月から

要支援 1	2,088円	2,307円
要支援 2	4,067円	4,300円

※食費、日常生活費は別途負担となります。
※利用するメニューによって別に費用が加算されます。
・栄養改善 204円/1回
・口腔機能向上 153円/1回 など

認知症の方が施設に通って受けるサービス

要介護 1~5 **要支援 1・2** にん ち しょうたいおうがたつうしょかい ご
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)

地域密着型サービス

認知症と診断された高齢者が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

自己負担(1割)のめやす【7~8時間未満利用した場合】

要介護 1	1,011円	要支援 1	876円
要介護 2	1,121円	要支援 2	978円
要介護 3	1,231円		
要介護 4	1,342円		
要介護 5	1,452円		

※食費、日常生活費は別途負担となります。



リハビリの専門職ってどんな人?

リハビリの専門職とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士: 日常生活に必要な身体の機能を維持・改善するために、運動療法や歩行訓練などを行います。

作業療法士: 日常生活の動作や手先を使った遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士: 病気により上手く話せない、声が出にくい、上手く飲み込めないなどの障害がある方に訓練を行い、機能の回復を図ります。



自宅で介護を受けている人が一時的に施設に泊まる P.43

短期間施設に泊まる

要介護 1~5 **要支援 1・2** たん き にゅうしょせいかつかい ご
短期入所生活介護(ショートステイ)
かいご よぼうたん き にゅうしょせいかつかい ご
(介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	614円	716円
要介護 2	684円	786円
要介護 3	758円	862円
要介護 4	829円	934円
要介護 5	899円	1,004円

要介護度	従来型個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	459円	538円
要支援 2	571円	668円

医療の助けが必要な人が一時的に施設に泊まる P.43

要介護 1~5 **要支援 1・2** たん き にゅうしよりょうようかい ご いりょうがた
短期入所療養介護(医療型ショートステイ)
かいご よぼうたん き にゅうしよりょうようかい ご
(介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	764円	842円
要介護 2	813円	893円
要介護 3	876円	958円
要介護 4	931円	1,011円
要介護 5	985円	1,067円

要介護度	従来型個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	588円	622円
要支援 2	737円	785円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。
※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。
※ショートステイの利用日数は、原則として介護認定有効期間の2分の1までです。

【居室の違い】

- 従来型個室: 共同生活室(リビングスペース)を併設していない居室
- ユニット型個室: 共同生活室(リビングスペース)を併設している居室
- ユニット型個室的多床室: 天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、共同生活室(リビングスペース)を併設している居室
- 多床室: 定員2人以上の個室ではない居室

しくみと加入者
決め方・納め方
サービスの利用
費用の支払い
介護サービスの種類と費用
地域支援事業
島田市のサービス
一口メモ
高齢者あんしんセンター
島田市の事業所一覧と介護サービスマップ



自立した生活を送るための福祉用具を借りる

P.43

生活する環境を整える

要介護1~5 要支援1~2 ふくしょうぐたいよ かいごよぼうふくしょうぐたいよ
福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)



○…給付可 ×…原則給付不可(例外的に給付が可能な場合があります。)

		要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
①	手すり(工事を伴わないもの)	○	○	○
②	スロープ(工事を伴わないもの)	○	○	○
③	歩行器	○	○	○
④	歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等)	○	○	○
⑤	車いす	×	○	○
⑥	車いす付属品(クッション、電動補助装置等)	×	○	○
⑦	特殊寝台	×	○	○
⑧	特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等)	×	○	○
⑨	床ずれ防止用具	×	○	○
⑩	体位変換器(起き上がり補助装置を含む)	×	○	○
⑪	認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む)	×	○	○
⑫	移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む)	×	○	○
⑬	自動排せつ処理装置	×	×	○

※⑬は尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2、要介護1～3の方も利用できます。
※スロープ、歩行器、歩行補助つえは貸与か購入かを選択できます。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

申請が必要です

P.43

要介護1~5 要支援1~2 とくていふくしょうぐこうにゅう とくていかいごよぼうふくしょうぐこうにゅう
特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)



支給の対象は、次の6種類です。

下記の補助用具を指定された事業者から購入したとき購入費が支給されます。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 特殊尿器(自動排せつ処理装置の交換部品)
- 排せつ予測支援機器
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分

●自己負担について

※利用者が支給申請を行い、支給が適当と認められた場合、同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円を上限に費用の9割～7割(1～3割は自己負担)が支給されます。
※支給方法は、利用者が購入費用を全額負担した後、払い戻しを受ける「償還払い」か、利用者が自己負担分のみを業者に支払い、業者が払い戻しを受ける「受領委任払い」を選択できる場合があります。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。
※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
※指定を受けている事業者からでも、通信販売やインターネット販売で購入した福祉用具については、支給の対象になりませんのでご注意ください。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する 事前の申請が必要です

要介護1~5 要支援1~2 きょたくかいごじゅうたくかいしゅう かいごよぼうじゅうたくかいしゅう
居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活する環境を整える

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

●工事前の保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市の窓口にご相談しましょう。

●自己負担について

※右記⑤の支給申請を行い、改修が適正であると認められた場合、20万円を上限に費用の9割～7割(1～3割は自己負担)が支給されます。
※支給方法は、利用者が改修費用を全額負担した後、払い戻しを受ける「償還払い」か、利用者が自己負担分のみを業者に支払い、業者が払い戻しを受ける「受領委任払い」を選択できる場合があります。
※引っ越しをした場合や要介護等状態が大きく上がったときは、再度の給付を受けられます。

◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け、段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。
※老朽化の場合は対象外です。



手続きの流れ

①住宅改修についてケアマネジャー等に相談

②島田市に事前申請

事前申請は、原則としてケアマネジャー等が「住宅改修が必要な理由書」を作成し、改修内容について説明をしてください。

●事前申請に必要な書類

- 事前申請書
- 住宅改修が必要な理由書
- 理由書作成には、ケアマネジャー等の資格が必要です。
- 工事費見積書
- 宛名は利用者です。
- 部材のカタログ
- 改修する住宅の平面図
- 工事内容によっては、立体図、断面図が必要な場合もあります。
- 改修場所の状況の分かる写真
- 改修場所周辺の状況のわかるもの
- ※撮影日を必ず入れてください
- 住宅改修の承諾書(利用者と住宅所有者が異なる場合)

③島田市から事前申請の結果を送付

郵送で事前申請の結果が届きます。結果を受取り次第、ケアマネジャー等に連絡してください。

④施行→完成

⑤島田市に支給申請

支給申請は、利用者または家族が行ってください。

●支給申請に必要な書類

- 支給申請書 ※事前申請書とは別の様式です。
- 住宅改修に要した費用にかかる領収証(原本)
- 宛名は利用者です。苗字だけは不可とします。
- 工事費内訳書
- 工事費が見積書と同じであっても、工事費内訳書が必要です。
- 改修後の写真
- 改修箇所がすべて確認できるもの。
- ※撮影日を必ず入れてください。
- ※1枚に納まらない場合は、複数枚に分けてください。
- 委任状(利用者と振込口座名義人が異なる場合)
- マイナンバーの確認、身元の確認ができる書類(2ページ参照)

⑥審査→支給決定→支給

事前申請時に提出された書類と、支給申請時に提出された書類を審査し、改修が適正であると認めた場合、住宅改修費を支給します。
注意:支給申請から口座への振込まで3か月程度かかります。

しくみと加入者
決め方・納め方
保険料の
サービス利用
までのながれ
費用の支払い
介護サービスの種類と費用
地域支援事業
島田市のサービス
介護保険
一口メモ
高齢者
あんしんセンター
島田市の事業所一覧と介護サービスマップ

① 自宅を中心に利用するサービス



通い・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

通いを中心とした複合的なサービス

要介護 1~5 要支援 1~2 しょうきぼたきのうがたきよたくかいご **P.44**
小規模多機能型居宅介護
 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。
 ※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

地域密着型サービス

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要支援 1	3,509円
要支援 2	7,091円
要介護 1	10,636円
要介護 2	15,632円
要介護 3	22,740円
要介護 4	25,097円
要介護 5	27,672円

要介護 1~5 かんごしょうきぼたきのうがたきよたくかいご
看護小規模多機能型居宅介護
 【複合型サービス】

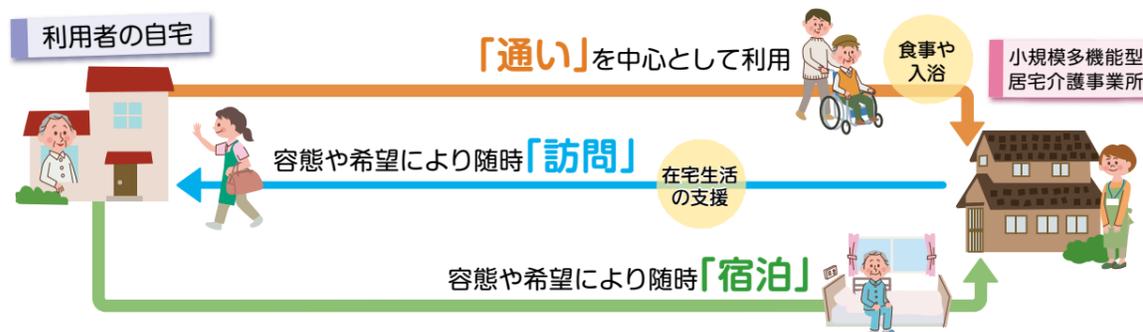
利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。
 ※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	12,659円
要介護 2	17,711円
要介護 3	24,898円
要介護 4	28,238円
要介護 5	31,942円

小規模多機能型居宅介護のイメージ図



※看護小規模多機能型居宅介護は、上記に加えて、訪問看護のサービスも受けられます。



有料老人ホームなどに入居している人が介護サービスを受ける **P.44**

自宅から移り住んで利用する

要介護 1~5 要支援 1~2 とくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご **P.44**
特定施設入居者生活介護
 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と外部の事業者がサービスを提供する外部サービス型に区分されます。
 ※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
 【包括型(一般型)】

要支援 1	186円
要支援 2	318円
要介護 1	550円
要介護 2	618円
要介護 3	689円
要介護 4	755円
要介護 5	825円



地域の小規模な有料老人ホームなどで介護サービスを受ける

自宅から移り住んで利用する

要介護 1~5 ちいきみつちやくがた **P.44**
地域密着型
 とくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご
特定施設入居者生活介護

定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※要支援の方は利用できません。

地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護 1	554円
要介護 2	623円
要介護 3	695円
要介護 4	761円
要介護 5	832円

認知症の方が施設で共同生活を送る **P.44**

要介護 1~5 要支援 2 にんちしょうたいおうがたきょうどうせいかつかいご
認知症対応型共同生活介護
 【グループホーム】
 (介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された高齢者が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
 ※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※要支援 1の方は利用できません。



地域密着型サービス

1日あたりの自己負担(1割)のめやす
 【1ユニットの事業所の場合】

要支援 2	830円
要介護 1	834円
要介護 2	873円
要介護 3	899円
要介護 4	917円
要介護 5	937円

地域の小規模な介護老人福祉施設で介護サービスを受ける

要介護 3~5 ちいきみつちやくがた **P.44**
地域密着型
 かいごろうじんふくししせつにゆうきよしゃせいかつかいご
介護老人福祉施設入所者生活介護

定員30人未満の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	609円	692円
要介護 2	681円	764円
要介護 3	756円	840円
要介護 4	829円	914円
要介護 5	900円	985円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。
 ※新規に入所できるのは原則、要介護 3 以上の方です。

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。

しくみと加入者
 決め方・納め方
 サービス利用
 までのながれ
 費用の支払い
 介護サービスの種類と費用
 地域支援事業
 島田市のサービス
 介護保険
 一口メモ
 高齢者
 あんしんセンター
 島田市の事業所一覧と
 介護サービスマップ

② 介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申し込みます。必要性の高い方から入所できます。



- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※居住費、食費、日常生活費が別途負担となります。
- ※居室の違いについては、20 ページを参照してください。

居住費・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準額が定められています。



令和6年7月まで
令和6年8月から

居住費・食費の基準費用額(1日あたり)

居住費(滞在費)				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

● 所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限(限度額)が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。※給付を受けるには、市への申請が必要です。

居住費・食費の自己負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	所得の状況 ^{*1}	預貯金等の資産 ^{*2} の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
令和6年7月まで	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円 [600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円 [1,300円]

令和6年8月から	生活保護受給者の方等	要件なし					
	世帯全員が住民税非課税 高齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 [600円]
	前年の合計所得金額+年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 [1,000円]
3-②	前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 [1,300円]

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

[]内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

- ※1 住民票上世帯が異なる(世帯分離している)配偶者(婚姻届を提出していない事実婚も含む。)の所得も判断材料とします。
- ※2 [預貯金等に含まれるもの] 資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。
- ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身:1,000万円以下、夫婦:2,000万円以下であれば支給対象となります。
- 不正があった場合には、ペナルティ(加算金)を設けます。

● 社会福祉法人等のサービスを利用するとき

所得が低く、特に生活が困難な方で、社会福祉法人等が提供する介護サービスを利用するとき、要件を満たした場合、利用者負担が軽減されます。※給付を受けるには、市への申請が必要です。

● 訪問介護等のサービスを利用するとき

特定の地域(伊久身、川根)に所在する事業所で、訪問系の介護サービスを利用するとき、要件を満たした場合、利用者負担が軽減されます。※給付を受けるには、市への申請が必要です。

生活介護が中心の施設

P.45

介護3~5
かいごろうじんふくししせつ
介護老人福祉施設
【特別養護老人ホーム】

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室 多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護3	22,268円	24,793円
要介護4	24,397円	26,953円
要介護5	26,496円	29,052円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

P.46

介護1~5
かいごろうじんほけんしせつ
介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,812円	24,123円	24,397円
要介護2	23,211円	25,644円	25,797円
要介護3	25,188円	27,622円	27,774円
要介護4	26,861円	29,234円	29,447円
要介護5	28,352円	30,785円	30,968円

長期療養の機能を備えた施設

P.46

介護1~5
かいごいりょういん
介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,933円	25,340円	25,857円
要介護2	25,310円	28,686円	29,204円
要介護3	32,550円	35,957円	36,474円
要介護4	35,653円	39,029円	39,546円
要介護5	38,421円	41,828円	42,345円

● 施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分(1~3割)に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。

施設サービス費の1~3割 + 居住費(滞在費) + 食費 + 日常生活費(理美容代など) = 自己負担

島田市の総合事業

介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業を合わせて「総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）」と呼びます。総合事業は、高齢者が安心して自立した日常生活を送るための支援などを目的としています。

3本の矢が島田市の高齢者を支えます！

🎯 病気にならない体づくり！（自助）

🎯 地域の力を最大限に活かし、すみやすい地域づくりを目指す！（互助）

🎯 介護保険制度が将来にわたり持続できるように介護保険を適切に利用する！（共助）



そこで島田市は

- 高齢者が、有する能力に応じ、自立に向けた目標に向かって取り組むことで、心身機能の維持向上を図り、**自分らしく生活できるように**支援します！
- 介護保険サービスだけでなく、**地域で行われている活動を積極的に利用**することで、地域の支え合い体制づくりと介護予防を推進します！

介護保険法の理念

第1条（目的）

この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、**その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができる**よう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

第4条 第1項（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、**加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努める**とともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努める**ものとする。

一般介護予防事業

各種事業に参加する人を増やすとともに、通いの場が増えていくような地域づくりを進めます。

対象者 65歳以上(第1号被保険者)の方、およびその支援のための活動に関わる方
詳しくは、各種事業の説明を参照

パワーリハビリ教室

専用のマシンを使用し、軽い重りでゆっくりと運動を行う教室です。使っていない筋肉を動かします。要介護・要支援認定を受けていない方が対象です。



シニアトレーニングサポーター養成講座

おおむね60歳から70歳までの方を対象に行います。パワーリハビリテーション用のマシンを使用し、トレーニング方法やストレッチ方法等を身につけます。講座終了後はマシントレーニングのサポートなど、シニア世代の健康維持を支援します。

地域ふれあい事業

公会堂や保健福祉センター等で閉じこもりや認知症予防をボランティアが企画し実施します。



脳の健康度テスト

スクリーンに映し出された映像を見ながら行います。自分の脳の得意・不得意な機能が分かります。65歳から84歳の方を対象に実施します。後日結果を説明します。

元気・脳力アップ塾

65歳以上の方を対象に介護予防に関する講座、有酸素運動、ニュースポーツなどを行います。

介護予防出前講座

市内で活動している団体等へ、運動、栄養、口腔ケア等の介護予防に関する出張講座を行います。

eスポーツ教室事業

eスポーツの教室や体験会、サポーター養成講座等を実施します。デジタルゲーム(eスポーツ)を利用して、適度な身体運動や認知機能の活性化を行うことで介護予防や認知症予防につながります。

Let's しまトレ!

「しまトレ」とは、「しまだ市っ歌りげんき体操」と「しぞ〜かでん伝体操」を総称した「しまだを元気にする体操(トレーニング)」の愛称です。

「しまだ市っ歌りげんき体操」は気持ちよく体を動かす準備体操、「しぞ〜かでん伝体操」は日常生活に必要な筋肉を鍛える体操です。自分らしくいつまでも元気で生活するためにも、週1回以上しまトレを実施することをお勧めします。

公認しまトレ

下記の条件を満たすしまトレを、公認しまトレとして認定しています。新たに始めたい団体等にはスタート特典や体力測定等の支援があります。

- ① 週1回以上実施している。
- ② 5人以上の仲間で実施している。
- ③ 地域の方を積極的に受け入れ実施している。



補助金制度

公認しまトレとして始めたいけれど体操をするための椅子やDVDプレイヤー、テレビがない…といった団体に対しては、補助金制度があります。

補助金の交付条件や金額、申請方法等については包括ケア推進課地域支援係までお問い合わせください。

しまトレ動画・実施場所



こちらのQRコードより、体操の動画や実施場所一覧がご覧いただけます。
(島田市のホームページが開きます。)



公認しまトレは随時開設されています。最新の情報などのお問い合わせは包括ケア推進課地域支援係またはお近くの高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)にお願いします。

居場所

「いつでも」「誰でも」「自由に」を基本に地域の人が開設している交流の場です。開設時間中に、「いつでも」行ったり、帰ったりすることができ、老若男女問わず「誰でも」参加でき、それぞれの居場所で活動内容を「自由に」決めて活動しています。

居場所では、レクリエーションや運動、カラオケ、おしゃべりなど様々な活動を行っています。

実施状況によって、費用の一部を補助することができます。居場所を立ち上げた場合は、包括ケア推進課地域支援係までお問い合わせください。

生活支援・介護予防の充実と高齢者の社会参加

一人暮らしや高齢者世帯の方が増加し、生活の支援を必要とする方が増えています。市は、多様な生活支援・介護予防の取組みを提供できるよう地域づくりを進めていきます。具体的には、ボランティア等の生活支援の担い手の養成や、地域の資源の開発やネットワーク化に地域の皆さんと一緒に取り組む「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」を配置します。ボランティアやサービスを提供する側には、高齢者を含む地域住民の参加が期待されています。

社会的な役割を持つことは、生きがいにもなるし、自然と自分自身の介護予防にもなりますね。



生活支援・介護予防サービス

ニーズに合った多様なサービス

(住民主体、NPO、民間企業等多様な主体によるサービス)

地域サロン、見守り、安否確認、
外出支援、買い物、調理、掃除
介護者支援 等

高齢者の社会参加

- 現役時代の能力を活かした活動
 - 興味関心がある活動
 - 新たにチャレンジする活動
- 一般就労、起業、趣味活動、
地域活動、ボランティア活動

生活支援の担い手としての社会参加

介護予防・生活支援サービス

マークについて 要支援 1・2 要支援1・2の方が利用できるサービス **事業対象者** 介護予防・生活支援サービス事業対象者が利用できるサービス

P.00 高齢者あんしんセンター、島田市事業所一覧のページ番号を掲載しています。

総合事業の利用について相談する **P.38**

ケアプランを作成 **介護予防ケアマネジメント** **ケアプランの作成および相談は無料です。**

高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)の職員などに相談し、サービスの種類や回数を決め、ケアプランを作成します。

リハビリ専門職の指導を受けて、介護予防を行う

訪問型サービス **訪問型介護予防指導事業** **訪問型サービス**

管理栄養士・歯科衛生士・理学療法士等がお宅に訪問し、栄養状態の改善や口腔機能・運動機能の向上について、相談・指導し、要介護状態になることを予防します。

●**利用回数** 月1回(最大6か月間利用可能)
(高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などが作成するケアプランにより決まります)

●**利用料** 1回500円



自立した生活を送るため、日常生活の簡単な手助けをしてもらう

要支援 1・2 事業対象者 **自立生活支援事業**

ヘルパー等が訪問し、買物、調理、掃除、洗濯、布団干し等を利用者と共に行います。

※同居世帯員がいる場合は、原則として利用できません。

●**利用回数** 最大週2回、1回2時間まで利用可能。
ただし、週2時間を上限とします。
(高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などが作成するケアプランにより決まります)

●**利用料** 1時間150円

1か月あたりの自己負担

月4時間利用の場合(1回1時間、週1回利用)	600円
月8時間利用の場合(1回1時間、週2回利用)	1,200円



自立した生活を送るため、日常生活の手助けをしてもらう **P.40**

訪問型サービス **総合事業訪問介護** **訪問型サービス**

要支援 1・2 事業対象者 **総合事業訪問介護**

ホームヘルパーが訪問し、生活援助(食事の準備や調理等)、身体介護(食事や入浴、排せつの介助等)を行います。

※生活援助は同居世帯員がいる場合は、原則として利用できません。

- 利用回数** 週1回~(高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)などが作成するケアプランにより決まります)
- 利用料** 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,200円
週2回程度利用	2,398円

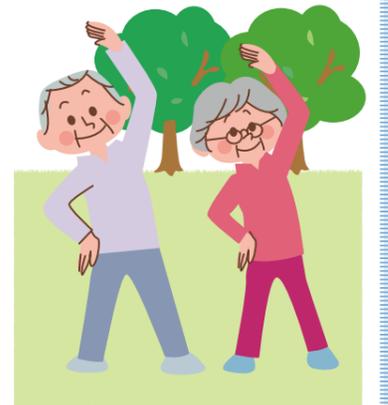
※初回加算・生活機能向上連携加算などがあります。



介護予防が大切なのはなぜ??

体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。要介護状態が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます筋力が低下して、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を目指すことができるのです。



しくみと加入者
決め方・納め方
サービス利用
までのながれ
費用の支払い
介護サービスの種類と費用
地域支援事業
島田市のサービス
介護保険
一口メモ
あんしんセンター
高齢者
島田市の事業所一覧と
介護サービスマップ



リハビリ専門職の指導を受けて介護予防に取り組む

通所型サービス

要支援 1・2 事業対象者 たんきうんどうしどうきょうしつ
短期運動指導教室

理学療法士、運動指導員が指導する体操、レクリエーションなどにより運動機能の向上を図り、要介護状態になることを予防します。希望者には送迎があります。

- **利用回数** 週1回（最大6か月間利用可能）
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）などが作成するケアプランにより決まります）
- **利用時間** 午前中の2時間
- **利用料** 1回300円

1か月あたりの自己負担

月4回利用の場合	1,200円
----------	--------

【実施会場】

教室名	会場名
ほくぶ	北部ふれあいセンター
ろくごう	六合公民館
かなや	金谷地区生活交流拠点施設 かなうえる

指定事業所でレクリエーションや体操を行う

P.42

要支援 1・2 事業対象者 おでかけデイサービス

比較的心身の状況が安定している方を対象として、心身機能の維持向上のための体操、レクリエーション、趣味の活動などを行い、介護予防を図ります。

- **利用回数** 原則週1回
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）などが作成するケアプランにより決まります）
- **利用料** 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,400円
---------	--------

※食費・日常生活費は別途負担となります。



通所介護施設で機能訓練などのサービスを受ける

P.41・42

要支援 1・2 事業対象者 そうごうじぎょうつうしょかいご
総合事業通所介護

通所介護施設（デイサービスセンター）で、食事のサービスや生活機能の維持向上のための体操や筋力トレーニングなどを日帰りで受けられます。

- **利用回数** 原則週1回
（高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）などが作成するケアプランにより決まります）
- **利用料** 月額制で、利用回数により異なります。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

週1回程度利用	1,695円
---------	--------

※事業所の提供するメニューによって別に費用が加算されます。
※食費・日常生活費は別途負担となります。



島田市のサービス



「介護マーク」をご利用ください!



外出先でこのマークを見かけたら、温かく見守ってください

見た目の上では疾患が分かりづらい人の介護は、他の人から見ると、介護をしていることが分かりにくいいため、誤解や偏見を持たれて困っているとの声が、介護する家族から多く寄せられました。

静岡県では、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために、全国で初めて「介護マーク」を作成しました。

配布場所

包括ケア推進課、福祉課、金谷支所、川根支所またはお近くの高齢者あんしんセンター（地域包括支援センター）で配布しています。

【こんなときに】

- ◎介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ◎駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- ◎男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ◎病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに2人で入室するとき など

サービスに関して苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用して、困ったことや不満があるときにサービス事業者へ相談しづらいときは、下記のような相談先があります。

ケアマネジャー

担当のケアマネジャーには、日頃からサービス状況などを細かく報告しておくことで安心です。

島田市長寿介護課 認定指導係 TEL:34-3294

相談や苦情の内容をもとに市が必要な対応を行います。

高齢者あんしんセンター （地域包括支援センター）

地域の高齢者の総合的な相談を行っています。

国民健康保険団体連合会（国保連）

市での解決が難しい場合や利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されている国保連（国民健康保険団体連合会）に申し立てることができます。

◆連絡先

TEL：054-253-5590（苦情専用）
受付時間：午前9時から午後5時（平日のみ）

しくみと加入者
決め方・納め方
サービスの利用
までのながれ
費用の支払い
介護サービスの種類と費用
地域支援事業
島田市のサービス
介護保険
一口メモ
高齢者
あんしんセンター
島田市の事業所一覧と
介護サービスマップ

在宅高齢者と 家族等のためのサービス



在宅高齢者のためのサービス

ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

長寿介護課 高齢者政策係 TEL:34-3293

ひとり暮らしの高齢者等を対象に緊急通報装置、火災感知器、ガス漏れ警報器を設置し、異常通報を受信すると、警備員が駆けつけて対応します。また、電話による安否確認を週1回行うとともに、相談業務を行います。

配食サービス事業

長寿介護課 高齢者政策係 TEL:34-3293

高齢者世帯等で、調理が困難で他に調理をする人がいない方に対し、栄養バランスのとれた昼食を定期的に配達するとともに、高齢者の安否確認を行います。

生きがい活動支援通所事業

長寿介護課 高齢者政策係 TEL:34-3293

介護認定において要支援・要介護認定を受けていない高齢者を対象に、体操やレクリエーション等を行い、要介護状態になることを予防する通所事業です。

高齢者等補聴器購入助成事業

長寿介護課 高齢者政策係 TEL:34-3293

軽度・中等度難聴で、医師から補聴器の使用の必要性を認められた40歳以上の方(市町村民税非課税者)を対象に、補聴器本体の購入費用の一部を助成する給付券を発行します。

訪問歯科診療又は口腔指導

健康づくり課 健康支援係 TEL:34-3281

歯の治療を受けたくても通院できない寝たきり高齢者を対象に、歯科医師等が訪問し、歯科診療や口腔の相談に応じます。



在宅高齢者の家族のためのサービス

家族介護用品支給事業

長寿介護課 高齢者政策係 TEL:34-3293

介護認定において要支援1以上で常時おむつを必要としている65歳以上の方のおむつの交換や交換の手助けを主にしている市内在住の家族等に家族介護用品の支給券を発行します。(紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、その他排せつに関する消耗品が対象)

家族介護者交流事業

長寿介護課 高齢者政策係 TEL:34-3293

介護認定において要支援1以上の高齢者を介護している市内在住の家族等を介護から一時的に解放し、心身のリフレッシュを図ります。また、介護方法等の知識及び技術の習得により、身体的・精神的負担の軽減を図ります。

認知症家族会事業

包括ケア推進課 地域支援係 TEL:34-3288

認知症の方を介護している家族が交流を通して情報交換や気分転換ができるよう支援します。



徘徊高齢者等事前登録事業

包括ケア推進課 地域支援係 TEL:34-3288

事前に認知症により行方不明となるおそれのある高齢者を市に登録し、警察署等の協力機関と情報共有をすることで、行方不明となった際に早期の発見・保護につなげます。詳細はQRコード(市ホームページ)でも確認できます。当事業の利用者は、認知症高齢者等個人賠償責任保険事業及び認知症高齢者等位置探索サービス利用補助金事業を利用できます。詳しくは担当課までお問い合わせください。



高齢者の権利擁護

成年後見制度利用支援事業

包括ケア推進課 地域支援係 TEL:34-3288

認知症などの理由により、判断能力に不安のある方のサービス利用契約や財産管理等に関して、成年後見制度の利用ができるように支援します。四親等内の親族や本人が申し立てできない場合に代わりに申し立てを行います。また、制度利用者で、申し立て費用や報酬の支払いができない方に助成を行います。

成年後見支援センター

島田市社会福祉協議会 TEL:35-6244
午前8時30分から午後5時15分(土日、祝日、年末年始を除く)

認知症、知的障害、精神障害等の理由により、判断能力の不十分な市民の権利を守るために、成年後見支援センターを設置しています。下記の相談等に応じます。

- 権利擁護に係る相談
- 成年後見制度の申し立てに関する相談、手続き支援

しくみと加入者
 決め方・納め方
 サービス利用
 までのながれ
 費用の支払い
 介護サービスの種類と費用
 地域支援事業
 島田市のサービス
 介護保険
 一口メモ
 あんしんセンター
 高齢者
 島田市の事業所一覧と
 介護サービスマップ

介護保険一口メモ

【介護保険一口メモ①】

確定申告における所得控除について

介護保険料の控除

納めていただいた介護保険料は、確定申告や市県民税の申告の際、社会保険料控除の対象となります。島田市では1月中旬に前年1年間に納めていただいた介護保険料の額を被保険者の方にハガキでお知らせしています。

障害者控除

65歳以上で要支援・要介護の認定を受けている方は、障害者手帳の交付を受けていない場合でも条件により障害者控除及び特別障害者控除の対象となることがあります。なお、既に障害者手帳の交付を受けており、障害者控除対象者となっている方でも、より重度と認められる場合には特別障害者控除の対象となることがあります。対象要件や申請方法等については長寿介護課認定指導係までお問い合わせください。

TEL.0547-34-3294 (直通)

医療費控除

介護保険サービスの利用料についても、医療費控除の対象となる場合があります。

おむつ代も対象となる場合があります。

6か月以上寝たきりの状態で、医療上おむつの使用が必要な方については、おむつ代が医療費控除の対象となる場合があります。

- ① 初めて(1年目)の方 かかりつけの医師が発行する「おむつ使用証明書」(手数料が必要)をおむつ代の領収書と一緒に申告の際に提出してください。
なお、証明書の様式は市のホームページからダウンロードすることができますが、長寿介護課の窓口でもお渡しすることができます。
- ② 2年目以降の方 要介護認定を受けている方で対象となる場合は、市が発行する「おむつ使用証明書」(無料)をおむつ代の領収書と一緒に申告の際に提出してください。
なお、証明書の発行は長寿介護課の窓口で行います。

確定申告における所得控除についての詳しいお問い合わせは、島田税務署(0547-37-3121)までご連絡ください。

【介護保険一口メモ②】

選挙について

郵便投票

「要介護5」の認定を受けている方は、希望により郵便等による投票ができます。郵便等投票を希望する方は、事前に「郵便等投票証明書」の交付が必要です。申請から交付までは、10日ほどかかります。投票用紙等の請求ができるのは、選挙日当日の4日前までです。

不在者投票

都道府県選挙管理委員会から指定を受けた施設(介護老人保健施設、老人ホーム、病院等)に入院・入所中の方は、その施設内でも投票ができます。

選挙の投票についてのお問い合わせは、
島田市選挙管理委員会までご連絡ください。 TEL.0547-36-7238 (直通)

【介護保険一口メモ③】

障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する方の負担軽減

以下の要件を満たした方が障害福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合、償還払いにより、利用者負担分が軽減されます。

●対象者には「新高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」が送付されますので、申請書を福祉課へ提出してください。

- 【要件】
- ① 介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護、生活介護等)に係る支給決定を65歳に達する前に5年間引き続き受けていた方
 - ② 障害福祉サービスに相当する介護保険サービス(訪問介護、通所介護等)を利用する方
 - ③ 障害支援区分2以上であった方
 - ④ 市民税非課税者または生活保護世帯の方
 - ⑤ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていない方

詳しいお問い合わせは、
福祉課障害者支援係までご連絡ください。 TEL.0547-36-7154 (直通)

高齢者あんしんセンター

高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)

高齢者が住み慣れた地域で、その人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える総合機関として、高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター)が設置されています。担当地区は各中学校区でわかれています。

介護予防ケアマネジメント事業

要支援1・2および事業対象者の方の介護予防ケアプランなどを作成し、自立した生活ができるよう支援します。

包括的・継続的ケアマネジメント

多職種が連携し、継続的に支援します。ケアマネジャーへの指導・助言や医療機関など、関係機関との調整を行います。

総合的な相談・支援

高齢者に関するさまざまな相談を受け、必要なサービスに繋がります。

権利擁護、虐待早期発見・防止

高齢者虐待の防止、悪質な訪問販売による被害の防止などの権利擁護を行います。



お住いの地域の 高齢者あんしんセンターへ ご相談ください。

高齢者あんしんセンター第一

島田市中溝町1714-1(アポロン内)
電話: 33-0882 FAX: 34-2358
E-mail: shimada-dai1kita-houkatsu@kenshikai.or.jp

伊太、相賀、神座、鶴網、伊久美、身成、笹間下、河原、稲荷、向谷、向谷元町、三ツ合町、大井町、本通1・2丁目、扇町、日之出町、向島町、宮川町、中溝町、中溝四丁目、若松町、栄町、横井

高齢者あんしんセンター第二

島田市中心町1-1(島田市役所 1階 25番窓口)
電話: 34-3240 FAX: 32-9180
E-mail: shimada-daini-houkatsu@shimada-shakyo.jp

大川町、新町通、本通3~7丁目、南、高砂町、宝来町、幸町、中央町、柳町、大津通、新田町、祇園町、旗指、中河町、元島田、元島田東町、松葉町、旭、御飯屋町、上野田、東野田、西野田、落合、尾川、大草、千葉、ばらの丘

高齢者あんしんセンター六合

島田市道悦五丁目13-3(六合公民館2階)
電話: 32-9699 FAX: 32-9965
E-mail: rokugo-houkatsu@bz04.plala.or.jp

道悦1~5丁目、道悦島、高島町、御請、細島、阿知ヶ谷、東光寺、岸町、岸、東町

高齢者あんしんセンター初倉

島田市阪本1336-1(初倉地域総合センター内)
電話: 30-0617 FAX: 38-0637
E-mail: hatsukura-houkatsu@sage.ocn.ne.jp

初倉地区

高齢者あんしんセンター金谷

島田市金谷代官町3400
(金谷地区生活交流拠点施設かなうえる)
電話: 45-5610 FAX: 47-0588
E-mail: shimada-kanaya-houkatsu@shimada-shakyo.jp

金谷地区

高齢者あんしんセンター川根

島田市川根町身成3298-8(ウエルシア島田川根店 横)
電話: 58-0321 FAX: 58-5171
E-mail: shimada-kawane@welcia-yakkyoku.co.jp

川根地区

しくみと加入者
決め方・納め方
サービス利用
までのながれ
費用の支払い
介護サービスの種類と費用
地域支援事業
島田市のサービス
介護保険一口メモ
高齢者あんしんセンター
島田市の事業所一覧と介護サービスマップ

島田市事業所一覧

令和6年4月1日現在

居宅介護支援事業所

下記の支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）が、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、利用するサービスの連絡調整をします。事業所によって受け入れ可能者数が異なりますので、希望する事業所に電話で確認のうえ、ご相談ください。



No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	マップNo.
1	夢コープ中部事業所	427-0044	島田市宮川町2482-1	33-5650	33-5651	①
2	アポロン	427-0047	島田市中溝町1714-1	34-2000	34-2358	②
3	一期一会ケアプランセンター島田	427-0024	島田市横井四丁目7-3	37-0101	39-3771	③
4	島田市居宅介護支援センター「はなみずき」	427-0041	島田市中河町283-1	54-5100	54-5235	①
5	アサヒサングリーン在宅介護センター島田	427-0008	島田市落合15-7	050-3317-7765	33-1246	②
6	ケアプランしまだ南	427-0017	島田市南一丁目4-30	37-1613	54-4173	③
7	ケアプラン あすか	427-0041	島田市中河町326-1	33-2111	33-2110	④
8	シンシア・ケアプランセンター島田	427-0041	島田市中河町358-1	33-1655	35-0969	⑤
9	島田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所しまだ	427-0056	島田市大津通2-1	34-3232	37-8249	⑥
10	ねむの家ケアプランセンター	427-0057	島田市元島田288-1	54-4804	39-5166	⑦
11	ツクイ島田	427-0058	島田市祇園町8696-3	33-1118	33-0389	⑧
12	私の青空	427-0058	島田市祇園町8626-24	54-4548	54-4549	⑨
13	アイアシスト	427-0006	島田市阿知ヶ谷268-3	37-9760	37-9761	①
14	さくら指定介護支援センター	427-0011	島田市東町1331	33-0800	33-0801	②
15	水のさんち	427-0102	島田市大柳南95	38-3338	38-3536	①
16	みどりの園	427-0103	島田市中河375-1	38-6565	38-7112	②
17	ケアプランセンター グラシア島田	427-0103	島田市中河837-3	39-6589	38-3099	③
18	ケアポート・結び	427-0107	島田市船木245-7	30-5050	30-5058	④
19	ケア アシスト	427-0111	島田市阪本1444 あけぼの館5階	39-3700	39-3701	⑤
20	本田山荘	428-0006	島田市牛尾1102-1	45-2000	45-3022	①
21	エコトープ	428-0007	島田市島534-1	46-3665	45-0112	②
22	ニチイケアセンター金谷	428-0031	島田市金谷清水1752-29	47-1071	47-1072	③
23	島田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所かわね	428-0103	島田市川根町身成3100	53-3730	53-3722	①
24	ケアプランくぼた	428-0104	島田市川根町家山367-3	53-4557	53-4558	②
25	とこほ	428-0104	島田市川根町家山4168-1	58-5000	58-5001	③

訪問介護・総合事業訪問介護事業所

日常生活が利用者や家族の介護だけでは困難な場合に、ホームヘルパーが身体介護や生活補助を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	マップNo.
1	夢コープ中部事業所	427-0044	島田市宮川町2482-1	33-5650	33-5651	①
2	ホームヘルプサービス アポロン	427-0047	島田市中溝町1714-1	34-2000	34-2358	②
3	まごころ介護サービス島田	427-0047	島田市中溝町580	33-0111	33-0121	④
4	アースケアステーション島田	427-0039	島田市向谷二丁目6-9	33-6517	33-6518	⑤
5	ほっと介護みのり島田センター	427-0022	島田市本通四丁目5-2	36-8150	36-8160	⑩
6	ニチイケアセンター島田	427-0022	島田市本通六丁目2-7	33-2151	36-7860	⑪
7	アクア島田*	427-0022	島田市本通六丁目7819-1	39-4080	39-4070	⑫
8	セントケア島田*	427-0022	島田市本通三丁目5-1 アヴェニュー1階	34-5532	34-5533	⑬
9	ツクイ岸町	427-0005	島田市岸町671-2	33-1385	33-1386	③
10	あいぜん訪問介護しまだ	427-0011	島田市東町1971-5	39-6208	39-6207	④
11	One's Lifeヘルパーステーション	427-0011	島田市東町2638-1	39-6500	39-6501	⑤
12	訪問介護ステーションはばたき	427-0011	島田市東町14-1	74-2555	74-2556	⑥
13	スマイル アシスト	427-0111	島田市阪本1444 あけぼの館5階	39-3700	39-3701	⑤
14	ニチイケアセンター初倉	427-0111	島田市阪本1447-5 八木ビル1階	30-5281	38-5081	⑥
15	ニチイケアセンター金谷	428-0031	島田市金谷清水1752-29	47-1071	47-1072	③
16	島田市社会福祉協議会指定訪問介護事業所かわね	428-0103	島田市川根町身成3100	53-3895	53-3722	①

*印は総合事業受入不可

訪問入浴介護事業所

入浴車で自宅を訪問し、ホームヘルパーや看護師等が、身体の清潔保持、心身の機能の維持を目的として入浴介護を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	マップNo.
1	ツクイ島田	427-0058	島田市祇園町8696-3	33-0388	33-0389	⑧
2	島田市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所かわね	428-0103	島田市川根町身成3100	53-3895	53-3722	①
3	訪問入浴マリーゴールド	427-0111	島田市阪本1447-5 八木ビル1階	39-3900	39-3901	⑦

訪問看護事業所

病気などで、自宅での療養上の支援が必要な場合に、病院や訪問看護ステーションの看護師、薬剤師などが訪問して療養生活の支援を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	マップNo.
1	一期一会 訪問看護リハステーション島田	427-0024	島田市横井四丁目7-3	54-5003	39-3731	③
2	訪問看護ステーションあやめ島田	427-0024	島田市横井三丁目7-16 グレートリバーサイドハイイツ202号室	39-5360	39-5365	⑥
3	訪問看護ステーションアポロン	427-0034	島田市伊太2170-1	37-7042	37-7144	⑦
4	訪問看護ステーションルピナス島田	427-0035	島田市向谷元町1110-4	32-9285	32-9286	⑧
5	島田市訪問看護ステーション	427-0041	島田市中河町283-1	34-3284	54-5235	①
6	アクア島田	427-0022	島田市本通六丁目7819-1	39-4080	39-4070	⑫
7	訪問看護ステーションちこちゃん	427-0056	島田市大津通1965-6 サンライズビル島田202	54-5710	54-5711	⑭

訪問リハビリテーション事業所

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問し、リハビリを行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	マップNo.
1	エコトープ	428-0007	島田市島534-1	45-0111	45-0112	②

しくみと加入者

決め方・納め方
保険料の

サービスの利用
までのながれ

費用の支払い

介護サービスの
種類と費用

地域支援事業

島田市の
サービスの

介護保険
一口メモ

高齢者
あんしんセンター

島田市の事業所一覧と
介護サービスマップ

通所リハビリテーション(デイケア) 事業所

施設に通い、日常生活の自立を助けるために、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが心身の機能の維持回復を図るためのリハビリテーションを行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	アポロン	427-0047	島田市中溝町1714-1	34-2000	34-2358	37	②
2	さくら	427-0011	島田市東町1331	33-0800	33-0801	40	②
3	エコトープ	428-0007	島田市島534-1	45-0111	45-0112	40	②

通所介護(デイサービス)・総合事業通所介護事業所

施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の介護、機能訓練や健康状態の確認などを行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	アサヒサンクリーンデイサービスセンター島田	427-0008	島田市落合15-7	050-3317-7752	33-1246	29	②
2	あすか	427-0041	島田市中河町326-1	33-2111	33-2110	30	④
3	シンシア島田デイサービス	427-0041	島田市中河町358-1	35-0968	35-0969	50	⑤
4	デイサービスセンター メルシー島田	427-0057	島田市元島田243-3	33-0580	33-0581	45	⑮
5	本当においしいごはんのある「大切なひとのための仮の家」*	427-0004	島田市岸1498	054-639-1182	054-639-1183	30	⑮
6	きたえる一む島田	427-0048	島田市旗指475-1	39-7058	39-7057	25	⑰
7	デイサービス私の青空祇園	427-0058	島田市祇園町8626-24	54-4548	54-4549	30	⑨
8	ツクイ岸町	427-0005	島田市岸町671-2	33-1370	33-1386	50	③
9	あいぜんデイサービスしまだ	427-0011	島田市東町1971-5	39-6208	39-6207	25	④
10	あおぞらデイサービスセンター島田	427-0006	島田市阿知ヶ谷95-1	33-3233	33-3235	45	⑦
11	デイサービスセンター第2私の青空	427-0011	島田市東町1967-9	39-5639	39-5651	26	⑧
12	水のさんち	427-0102	島田市大柳南95	38-3338	38-3536	35	①
13	みどりの園	427-0103	島田市中河375-1	38-7111	38-7112	30	②
14	デイサービスセンターグラシア島田	427-0103	島田市中河837-3	39-6588	38-3099	25	③
15	スマイル アシスト	427-0111	島田市阪本1444 あけぼの館5階	39-3700	39-3701	25	⑤
16	ミモザ島田初倉	427-0101	島田市大柳1357	39-5521	39-3215	30	⑧
17	ニチケアセンター金谷	428-0031	島田市金谷清水1752-29	47-1071	47-1072	25	③
18	エッジ	428-0006	島田市牛尾442-1	54-5553	47-1415	20	④
19	たんぼぼデイサービス金谷	428-0012	島田市金谷代官町839-8	46-5354	46-5354	22	⑤
20	島田市川根デイサービスセンター	428-0103	島田市川根町身成3100	53-3895	53-3722	35	①
21	デイサービスセンターくぼた	428-0104	島田市川根町家山367-3	53-4557	53-4558	22	②
22	老人デイサービスセンター ところ	428-0104	島田市川根町家山4168-1	58-5000	58-5001	35	③

*印は総合事業受入不可

地域密着型通所介護・総合事業通所介護事業所

利用定員18人以下の施設に通い、食事や入浴などの日常生活上の介護、機能訓練や健康状態の確認などを行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	島田市社会福祉協議会 通所介護事業所 北部デイサービスセンター	427-0032	島田市神座397-1	32-1101	32-1107	15	⑨
2	縁がわ	427-0034	島田市伊太2131-1	37-3188	32-9797	18	⑩
3	一期一会のデイミツ合	427-0036	島田市三ツ合町2658-2	54-4675	54-4676	15	⑪
4	一期一会のデイ向谷	427-0039	島田市向谷一丁目964-1	54-5616	54-5618	18	⑫
5	あかりデイサービス宮川	427-0044	島田市宮川町2349-6	37-1191	37-1193	13	⑬
6	からふる島田駅前	427-0029	島田市日之出町3-9 寿真庵ビル1階	54-5013	54-5014	18	⑭
7	古民家デイなずな	427-0037	島田市河原2丁目17-2	34-0187	39-3387	13	⑮
8	一期一会のデイ御飯屋	427-0053	島田市御飯屋町8797-1	37-0100	37-0106	17	⑱
9	合歓の家	427-0057	島田市元島田288-1	37-2357	39-5166	10	⑦
10	ほほえみの里	427-0007	島田市野田1202	34-8660	34-8661	14	⑲
11	旗指の家* ¹	427-0048	島田市旗指446-25	32-9288	32-9255	10	⑳
12	デイサービス湯日の家* ¹	427-0113	島田市湯日3617	30-0001	30-0002	10	⑨
13	本田山荘デイサービスセンター	428-0006	島田市牛尾1102-1	45-2022	45-3022	10	①
14	健康ステーション島田金谷	428-0004	島田市横岡1073-6	54-4377	54-4378	15	⑥
15	かなや	428-0007	島田市島536-1	47-2255	45-0018	15	⑦
16	すまいる	428-0007	島田市島821-1	46-5470	46-5471	10	⑧
17	デイサービスセンターひざり	428-0012	島田市金谷代官町802-16	47-2900	47-2901	10	⑨
18	結(ゆい)* ²	428-0032	島田市金谷天王町1564-2	39-6656	39-6657	10	⑩
19	ちゃちゃ	428-0039	島田市金谷猪土居2511-2	54-5555	54-5556	10	⑪

*¹ 総合事業受入不可 *² 福祉タクシーあり

おでかけデイサービス事業所

介護予防のために施設に通い、体操、レクリエーション、趣味の活動などを行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	夢コープいた	427-0034	島田市伊太1-134	37-9200	37-9200	12	⑮
2	あすか	427-0041	島田市中河町326-1	33-2111	33-2110	16	④
3	本田山荘おでかけデイサービスみんな	428-0006	島田市牛尾1102-1	54-5016	45-3022	13	①
4	川根力おでかけさくら	428-0104	島田市川根町家山1313-35	53-3293	53-4611	15	④

しくみと加入者

決め方・納め方
保険料の

までのながれ
サービス利用

費用の支払い

介護サービスの種類と費用

地域支援事業

島田市のサービス

介護保険
一口メモ

高齢者
あんしんセンター

島田市の事業所一覧と
介護サービスマップ

短期入所生活介護(ショートステイ)事業所

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などや、生活機能向上のための機能訓練を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	あすか	427-0041	島田市中河町326-1	33-2111	33-2110	20	4
2	シンシア島田	427-0041	島田市中河町358-1	35-0968	35-0969	30	5
3	永福荘	427-0002	島田市大草10	37-1023	37-8789	12	21
4	みどりの園	427-0103	島田市中河375-1	38-7111	38-7112	20	2
5	ほたるの丘	427-0111	島田市阪本2449-2	30-0808	38-5500	10	10
6	本田山荘	428-0006	島田市牛尾1102-1	45-2022	45-3022	20	1
7	ひざり	428-0007	島田市島829-2	47-1100	47-1101	10	12
8	かなや	428-0007	島田市島536-1	47-2255	45-0018	20	7
9	とこは	428-0104	島田市川根町家山4168-1	58-5000	58-5001	20	3

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)事業所

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	アポロン	427-0047	島田市中溝町1714-1	34-2000	34-2358	10	2
2	さくら	427-0011	島田市東町1331	33-0800	33-0801	15	2
3	エコトープ	428-0007	島田市島534-1	45-0111	45-0112	3	2

福祉用具貸与事業所・福祉用具販売事業所

日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与します。また、入浴や排せつなどに使用する福祉用具を販売します。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	マップNo.
1	福祉用具A.E.R(アエル)	427-0024	島田市横井四丁目7-3	050-8881-3919	39-3771	3
2	有限会社 島田福祉サービス	427-0041	島田市中河町280-1	35-4170	35-3978	22
3	株式会社リクス静岡 ヘルスキア事業部	427-0042	島田市中央町14-18	39-5113	39-5114	23
4	株式会社 オーバ	427-0107	島田市船木2667-5	38-4000	38-3138	11
5	ケア アシスト	428-0008	島田市竹下162-2	39-7131	39-7132	13

介護タクシー事業所

車イスごと利用できるタクシーで、介護を必要とする方などの移動手段を提供します。

■市外の事業所

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX
1	英弘サービス	421-0303	榛原郡吉田町片岡2309-11-201	0548-23-5837	0548-23-5838

小規模多機能型居宅介護事業所

施設への通いを中心として、訪問や宿泊を組み合わせ、日常生活上の支援や機能訓練を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	一期一会のゆかり	427-0024	島田市横井四丁目7-3	39-3730	39-3731	29	3
2	まごころの家 島田	427-0047	島田市中溝町580	39-5101	33-0121	29	4
3	アポロン伊太	427-0034	島田市伊太2170-1	37-7000	37-7144	25	7
4	一期一会の和(のどか)	427-0041	島田市中河町395-25	39-6767	39-6766	29	24
5	あったか広場 一会	427-0011	島田市東町1116	36-3400	36-3402	29	9
6	ミモザ島田初倉	427-0101	島田市大柳1357	39-5520	39-3215	29	8
7	縁がわ あずま	428-0013	島田市金谷東二丁目5-9	32-9003	32-9004	29	14
8	コミュニティーケア笹間渡	428-0101	島田市川根町笹間渡432-1	58-0088	58-0089	29	5

特定施設入居者生活介護施設

有料老人ホームなどで、食事、入浴などの介護や機能訓練を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	クオリティリビングおかりや	427-0053	島田市御飯屋町9530	34-6123	34-6146	60	25
2	シンシア島田	427-0011	島田市東町11-1	34-0968	34-0969	44	10
3	アースの介護付有料老人ホーム であいと島田	427-0011	島田市東町183	33-2655	33-2656	100	11
4	軽費老人ホームひざり	428-0007	島田市島829-2	47-1100	47-1101	30	12
5	ラ・ナシカ しまだ	428-0013	島田市金谷東二丁目30-5	47-0277	46-5270	60	15
6	ニチイケアセンター島田金谷	428-0017	島田市金谷栄町197-1	47-3811	46-1475	60	16
7	金谷ケアパークそよ風	428-0017	島田市金谷栄町347-88	47-1211	47-1212	70	17

■市外の事業所

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員
1	大井川陸園ケアハウス	421-0204	焼津市高新田2326-63	054-639-7810	054-622-8000	30
2	すずかけの木	425-0031	焼津市小川新町4-3-23	054-631-6161	054-629-6311	71
3	シンシア焼津	425-0033	焼津市小川2772	054-656-0968	054-656-0969	54
4	であいと焼津	425-0041	焼津市石津183	054-625-1300	054-625-1301	50
5	介護付き有料老人ホーム 浜当目プラス	425-0012	焼津市浜当目4-12-1	054-625-8550	054-629-6665	50
6	ケアハウスみどりの風・おかべ	421-1131	藤枝市岡部町内谷581-8	054-667-0202	054-667-2400	36
7	リヤンドファミリーユ	426-0034	藤枝市駅前1-8-11	054-631-5552	054-631-5598	70

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)事業所

家庭での生活が困難になった認知症の高齢者が、家庭的な環境の中で、介護職員と一緒に共同生活を送ります。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	まごころホーム 島田	427-0047	島田市中溝町580	39-5858	33-0121	9	4
2	アポロン伊太	427-0034	島田市伊太2170-1	37-7000	37-7144	9	7
3	あかり	427-0044	島田市宮川町2349-6	37-1191	37-1193	18	13
4	まーがれっと島田	427-0024	島田市横井二丁目25-6	33-0275	33-0276	9	17
5	ミモザ島田神座	427-0032	島田市神座2564-125	30-1500	32-1551	18	18
6	一期一会のえにし	427-0039	島田市向谷四丁目1008-1	54-4124	54-4134	18	19
7	あすか	427-0041	島田市中河町326-1	33-2111	33-2110	17	4
8	ケアクオリティおかりや	427-0053	島田市御飯屋町9530	37-3113	37-3133	18	25
9	あったか広場 一会	427-0011	島田市東町1116	36-3401	36-3402	18	9
10	郷の家	427-0003	島田市東光寺178-5	33-2101	33-2131	9	12
11	アクタガワ ハートフルホーム島田東	427-0011	島田市東町1394	54-5575	54-5559	18	13
12	ケアクオリティ初倉	427-0111	島田市阪本1444 あけぼの館3階	38-7133	38-7117	18	12
13	ひざり	428-0012	島田市金谷代官町802-16	47-2900	47-2901	18	9
14	汽笛	428-0104	島田市川根町家山382-1	53-2010	53-2057	18	6

しくみと加入者

決め方・納め方
保険料の

までのながれ
サービスの利用

費用の支払い

介護サービスの種類と費用

地域支援事業

島田市のサービス

介護保険
一口メモ

高齢者
あんしんセンター

島田市の事業所一覧と
介護サービスマップ

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理を行います。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	あすか	427-0041	島田市中河町326-1	33-2111	33-2110	70	4
2	永福荘	427-0002	島田市大草10	37-1023	37-8789	54	21
3	みどりの園	427-0103	島田市中河375-1	38-7111	38-7112	50	2
4	ほたるの丘	427-0111	島田市阪本2449-2	30-0808	38-5500	100	10
5	本田山荘	428-0006	島田市牛尾1102-1	45-2022	45-3022	50	1
6	ひざり	428-0007	島田市島829-2	47-1100	47-1101	70	12
7	かなや	428-0007	島田市島536-1	47-2255	45-0018	50	7
8	とこは	428-0104	島田市川根町家山4168-1	58-5000	58-5001	50	3

市外の事業所

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員
1	住吉杉の子園	421-0301	榛原郡吉田町住吉 3239	0548-34-5088	0548-34-5070	50
2	片岡杉の子園	421-0303	榛原郡吉田町片岡 2895	0548-32-0201	0548-33-2420	50
3	聖ルカホーム	421-0411	牧之原市坂口 2766-1	0548-29-1101	0548-29-0020	70
4	うたしあ	421-0415	牧之原市道場 43	0548-22-7077	0548-22-8005	90
5	相良清風園	421-0508	牧之原市西萩間 695-6	0548-55-0550	0548-55-0560	50
6	海山荘	421-0511	牧之原市片浜 1013-1	0548-53-1230	0548-53-1231	60
7	大井川陸園	421-0204	焼津市高新田 2326-58	054-639-7804	054-622-8000	80
8	高麗(ユニット型あり)	425-0004	焼津市坂本 385-1	054-628-0070	054-620-3355	100
9	大富陽光園	425-0046	焼津市三右衛門新田 675-1	054-623-6066	054-623-6006	90
10	つばさ	425-0051	焼津市田尻北 792-1	054-656-0656	054-656-2703	50
11	あおい荘	425-0054	焼津市一色 435	054-623-9002	054-623-4077	90
12	福聚荘	425-0066	焼津市大島 649	054-623-1455	054-623-1544	40
13	つばさ豊田	425-0087	焼津市保福島 1202	054-628-3355	054-628-3363	60
14	亀寿の郷(ユニット型あり)	421-1131	藤枝市岡部町内谷 1334-4	054-667-5000	054-667-4485	90
15	きらら藤枝	426-0009	藤枝市八幡 198	054-646-6766	054-646-6755	70
16	愛華の郷	426-0044	藤枝市大東町 58	054-634-1131	054-634-1234	100
17	第2開寿園	426-0063	藤枝市青南町 1-12-13	054-636-6680	054-636-7173	70
18	菜の花	426-0076	藤枝市内瀬戸 194-1	054-646-7087	054-646-7287	70
19	ふじトピア	426-0204	藤枝市時ヶ谷 417-2	054-638-5254	054-638-5255	70
20	開寿園	426-0213	藤枝市中ノ合 252-1	054-638-2237	054-638-2433	48
21	介護老人福祉施設 開寿園ユニット葉梨	426-0213	藤枝市中ノ合 252-1	054-638-2237	054-638-2433	30
22	あかいしの郷	428-0301	榛原郡川根町徳山 1620-1	0547-57-1234	0547-57-1200	80



介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の入所施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを受けられ、在宅生活への復帰を目標とします。

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	アポロン	427-0047	島田市中溝町 1714-1	34-2000	34-2358	100	2
2	サテライト型 アポロン伊太	427-0034	島田市伊太 2170-1	37-7000	37-7144	20	7
3	さくら	427-0011	島田市東町 1331	33-0800	33-0801	150	2
4	エコトープ	428-0007	島田市島 534-1	45-0111	45-0112	150	2

市外の事業所

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員
1	コミュニティーケア吉田	421-0302	榛原郡吉田町川尻 1700-1	0548-34-5577	0548-34-5578	100
2	あじさい	421-0421	牧之原市細江 3208-1	0548-23-0231	0548-23-0235	100
3	はるかぜ	421-0514	牧之原市菅ヶ谷 1240-1	0548-52-7771	0548-52-7781	80
4	コミュニティーケア大井川	421-0216	焼津市相川 577-1	054-625-8560	054-625-8561	100
5	コミュニティーケア高草	425-0005	焼津市方ノ上 358-1	054-627-5588	054-627-9988	84
6	浜当目	425-0012	焼津市浜当目 4-12-1	054-625-8550	054-629-6665	100
7	ケアセンターゆうゆう	425-0052	焼津市田尻 4	054-625-0321	054-625-0322	97
8	焼津ケアセンター	425-0062	焼津市中根新田 1315	054-623-8111	054-623-8116	150
9	ユニケア岡部	421-1131	藤枝市岡部町内谷 1473-3	054-667-5555	054-667-3623	100
10	フォレスト藤枝	426-0033	藤枝市小石川町 2-8-13	054-647-3833	054-647-3831	100
11	マインド	426-0075	藤枝市瀬戸新屋 487-2	054-643-3601	054-643-3602	150
12	グリーンヒルズ藤枝	426-0133	藤枝市宮原 420-1	054-639-1234	054-639-1255	100
13	カリタス・メンテ	426-8662	藤枝市水上 123-1	054-643-1266	054-643-1289	50

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

市外の事業所

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員
1	駿河西病院	425-0062	焼津市中根新田 1315	054-623-5111	054-623-5116	50
2	誠和藤枝病院	426-0213	藤枝市中ノ合 26-1	054-638-3111	054-638-3285	40

その他の高齢者の住まい

No	名称	郵便番号	所在地	電話	FAX	定員	マップNo.
1	アースヴィレッジ島田(住宅型有料老人ホーム)	427-0039	島田市向谷二丁目 6-9	33-6517	33-6518	43	5
2	A.E.Rテラス(サービス付き高齢者向け住宅)	427-0024	島田市横井四丁目 7-3	37-0101	39-3771	32	3
3	アクアホーム島田本通(住宅型有料老人ホーム)	427-0022	島田市本通六丁目 7819-1	39-4080	39-4070	21	12
4	ぎんもくせい(養護老人ホーム)	427-0009	島田市尾川 16-2	33-1414	33-1400	50	26
5	アクアホーム島田高砂(サービス付き高齢者向け住宅)	427-0054	島田市高砂町 6245-1	33-1711	33-1712	7	27
6	あかね空(住宅型有料老人ホーム)	427-0058	島田市祇園町 8626-24	54-4548	54-4549	12	9
7	ワンズライフ六合(サービス付き高齢者向け住宅)	427-0011	島田市東町 2638-1	39-6500	39-6501	44	5
8	たんぼぼコーヂュ金谷(住宅型有料老人ホーム)	428-0012	島田市金谷代官町 839-3	46-0925	46-5354	18	5
9	かなや悠遊館(住宅型有料老人ホーム)	428-0007	島田市島 614-1	39-5575	39-5576	15	18

しくみと加入者

決め方・納め方
保険料の

までのながれ
サービス利用

費用の支払い

介護サービスの種類と費用

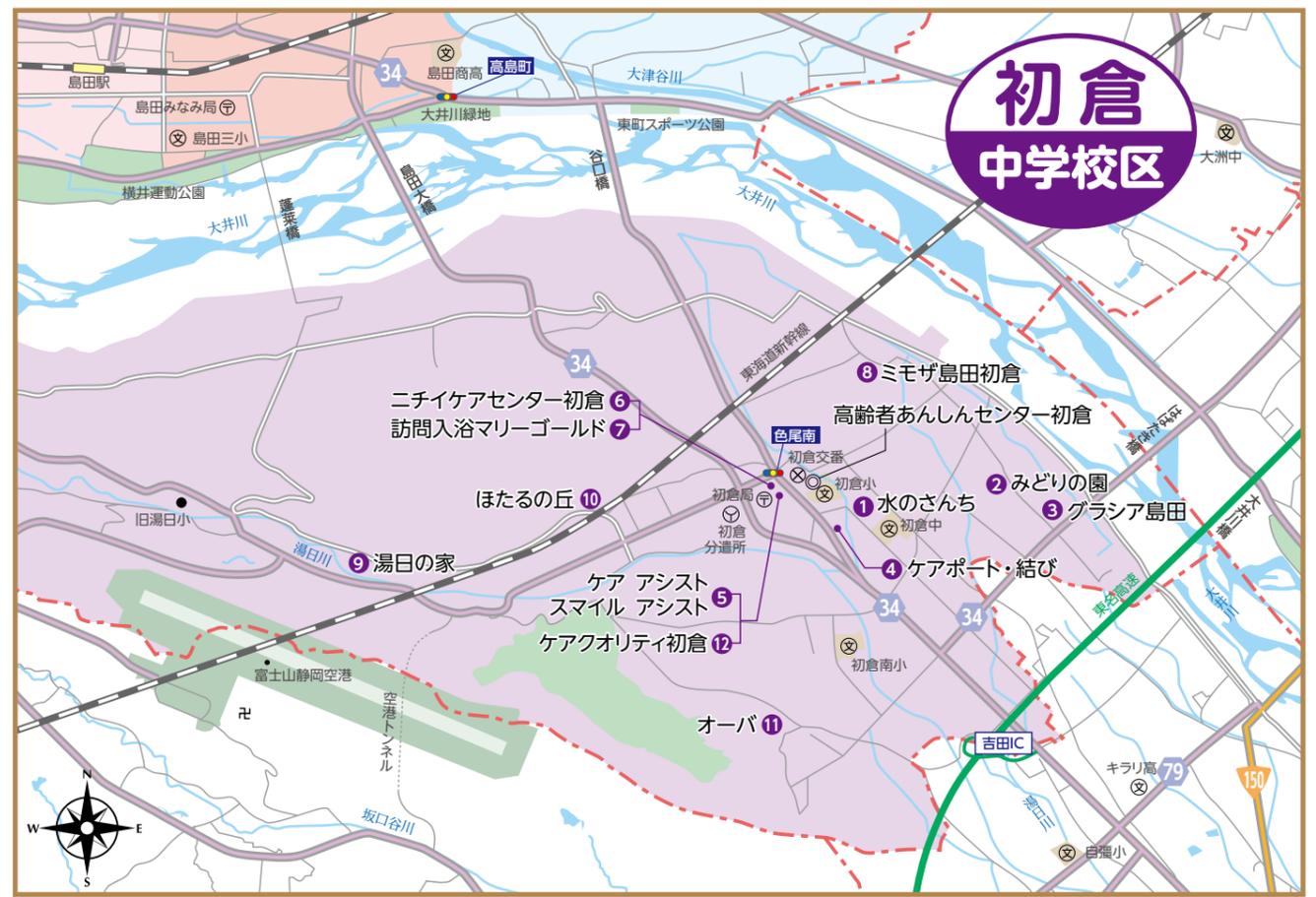
地域支援事業

島田市のサービス

介護保険
一口メモ

高齢者
あんしんセンター

島田市の事業所一覧と
介護サービスマップ



しくみと加入者

保険料の決め方・納め方

サービスの利用までのながれ

費用の支払い

介護サービスの種類と費用

地域支援事業

島田市のサービスの

介護保険一口メモ

高齢者あんしんセンター

島田市の事業所一覧と介護サービスマップ